

I-3. 大学院（博士課程（後期））の入学資格について

※研究科の教育研究上必要がある場合として、例えば、博士課程（後期）の入学資格を別に定める場合を指す。

下記①～⑨のいずれかの要件に該当する方に入学資格が認められます。

① 修士の学位もしくは専門職学位を有する者

A 文科大臣の定めるところにより、①と同等以上の学力があると認められた者

【学校教育法第102条第1項】



- ② 外国において、修士または専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③ 日本において、外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修し、修士または専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 日本において、文科大臣が指定した外国大学（大学院相当）日本校の課程を修了し、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥ 外国の学校、外国大学（大学院相当）日本校又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

B 文科大臣の指定した者

- ⑦ 個別入学資格審査で修士又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
+ 24歳以上



【学校教育法施行規則第156条、平成17年文部科学省告示第9号等（外大日本校）】

- ⑧ 大学の卒業 + 大学・研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者（※）
- ⑨ 外国において、学校教育（日本において、外国の大学が行う通信教育を履修する場合も含む）における16年の課程の修了 + （※）

【平成元年文部省告示第118号】

I-4-i. 大学の編入学について

下記①～⑤のいずれかに該当する方にのみ編入学が認められます。

- ① 短期大学（外国の短期大学を含む）を卒業した者 + 文科大臣の定めるところ（※1）
- ② 文科大臣が指定した外国大学（短大相当）日本校の課程を修了した者 + 文科大臣の定めるところ（※2）
- ③ 高等専門学校を卒業した者 + 文科大臣の定めるところ（※3）
- ④ 文科大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者 + 文科大臣の定めるところ（※4）
- ⑤ 文科大臣が定める基準を満たす高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む）の専攻科の課程を修了した者 + 文科大臣の定めるところ（※5）

【学校教育法第 58 条の 2（高等学校の専攻科）、70 条による準用（中等教育学校の後期課程の専攻科）、82 条による準用（特別支援学校の専攻科）、108 条第 9 項（短大）、122 条（高専）、132 条（専修学校）、学校教育法施行規則第 161 条 2 項（外国の短大、外大日本校）】

編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、

※1 卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間

※2 卒業した外国大学（短大相当）日本校における修業年限に相当する年数以下の期間

※3 2 年以下の期間

を控除した期間を在学すべき期間とする。

【学校教育法施行規則第 161 条、178 条】

編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、

※4 修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間

※5 修了した高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む）の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間

を控除した期間（ただし 1 年以上）を在学すべき期間とする。

【学校教育法施行規則第 186 条、学校教育法施行規則 100 条の 2（高等学校の専攻科）、113 条第 3 項による準用（中等教育学校の後期課程の専攻科）、135 条第 5 項による準用（特別支援学校の専攻科）】

I-4-ii. 短期大学の編入学について

下記①～③のいずれかに該当する方にのみ編入学が認められます。

- ① 高等専門学校を卒業した者 + 文科大臣の定めるところ (※1)
- ② 文科大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者 + 文科大臣の定めるところ (※2)
- ③ 文科大臣が定める基準を満たす高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校に準用)の専攻科の課程を修了した者 + 文科大臣の定めるところ (※3)

【学校教育法第58条の2(高等学校の専攻科)、70条による準用(中等教育学校の後期課程の専攻科)、82条による準用(特別支援学校の専攻科)、122条(高等専門学校)、H10.8.14 高等教育局長通知】

※1

編入学しようとする短期大学の定めるところにより、当該短期大学の修業年限から、2年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする

【学校教育法施行規則第178条】

※2～3

編入学しようとする短期大学の定めるところにより、当該短期大学の修業年限から、

※2 修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間

※3 修了した高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む)の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間

を控除した期間(ただし1年以上)を在学すべき期間とする

【学校教育法施行規則第186条、学校教育法施行規則100条の2(高等学校の専攻科)、113条第3項による準用(中等教育学校の後期課程の専攻科)、135条第5項による準用(特別支援学校の専攻科)】

I-5-i. 大学への「飛び入学」について

要件を満たした大学において、下記①～⑧のいずれかに該当すれば認められます。

<大学側の要件>

- ・ 当該分野に関する教育研究を行う大学院を設置
- ・ 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究実績及び指導体制を有する
- ・ 特に優れた資質を有すると認めるに当たって、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、制度が適切に運用されるよう工夫する
- ・ 制度の運用の状況について、自己点検・評価を行い、結果を公表する

【学校教育法施行規則第 151 条、152 条、153 条】

<学生側の要件>

- ① 高等学校に 2 年以上の在学（これに準ずる者として文科大臣が定める者 **A**）を含む
+ 大学の定める分野において特に優れた資質を有すること

【学校教育法第 90 条 2 項】



- ② 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者
- ③ 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
- ④ 文科大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に 2 年以上在学した者
- ⑤ 文科大臣が定める基準を満たす専修学校の高等課程で文科大臣が指定するものに文科大臣が定める日以後において 2 年以上在籍した者

B 文科大臣が指定した者

- ⑥ 高卒認定試験規則 4 条に定める試験科目の全部について合格点を得た者 + 17 歳以上

【学校教育法施行規則第 154 条】



- ⑦ ②～⑤の課程に通算して 2 年以上在学した者
- ⑧ 外国における 12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者 + 17 歳以上

【平成 13 年文部科学省告示第 167 号】

I-5-ii. 大学院への「飛び入学」について

要件を満たした大学院において、下記①～③のいずれかに該当すれば認められます。

<大学側の要件>

- ・大学が定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表する等により、制度が適切に運用されるよう工夫する
- ・制度の運用の状況について、自己点検・評価を行い結果を公表する

【学校教育法施行規則第157、158、159条】

<学生側の要件>

- ① 大学（短期大学を除く）に3年（※1）以上の在学（これに準ずる者として文科大臣が定める者（A）を含む） + 当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得

【学校教育法第102条第2項】



- ② 外国において、学校教育（日本において、外国の大学が行う通信教育を履修する場合も含む）における15年（※2）の課程を修了した者
- ③ 文科大臣が指定した外国大学（大学相当）日本校の15年（※2）の課程を修了した者

【学校教育法施行規則第160条】

※1 医学・歯学・薬学（6年制）・獣医学を履修する博士課程への入学については医学・歯学・薬学（6年制）・獣医学を履修する課程に4年

※2 医学・歯学・薬学（6年制）・獣医学を履修する博士課程への入学については、16年

Ⅱ. 入学資格を判断する上での三つのポイント

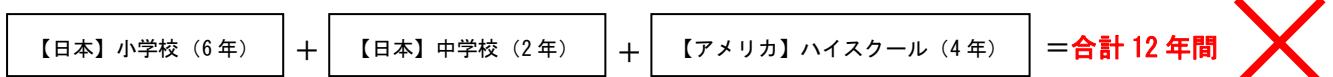
入学資格の有無を判断するにあたっては、法令に具体的に列挙されている要件に該当する方であれば、入学資格が有ると即座に判断できると思いますが、特に外国の高等学校やインターナショナルスクールの課程を修了した（する見込み）の場合は、入学資格の有無の判断に迷う場合が多いと思われる。そういった方の入学資格を判断する上でのいくつかのポイントをご説明します。

ポイント1 学校教育を受けた年数の合計で判断するのではない！

入学資格のお問合わせで最も多いのが、「外国において学校教育における12年の課程を修了した者」（I-1③）に該当するかどうかという点についてです。

結論から言うと、入学資格の有無は、学校教育を受けた年数の合計で判断するのではなく、当該国の正規の学校教育における12年目の課程を修了しているかどうかで判断します。

事例を挙げると、例えば、日本で小学校に6年間、中学校に2年間通ったあと、アメリカのハイスクール（高等学校）に4年間通って卒業した方が日本の大学への入学希望している場合、日本における8年間の学校教育とアメリカにおける4年間の学校教育を足して合計12年間の学校教育を修了しているため入学資格あり、と判断するのではなく、今回の入学希望者が、アメリカの学校教育における12年目の課程を修了しているため入学資格があると判断します。



※初等中等教育は12年ですが、州や学区によってその内訳の年数が異なる場合があります。

次に、日本の小学校に6年間、中学校に3年間通ったあとに、初等中等教育の課程が11年の国の日本の高等学校に相当する学校へ進学し、3年間通って卒業した方の場合はどうでしょうか。合計した学校教育の年数は先程の事例と同じ12年になりますが、この方の場合は当該国における11年目の課程は修了していますが、12年目の課程を修了していないため、日本の大学の入学資格は認められないことになります。

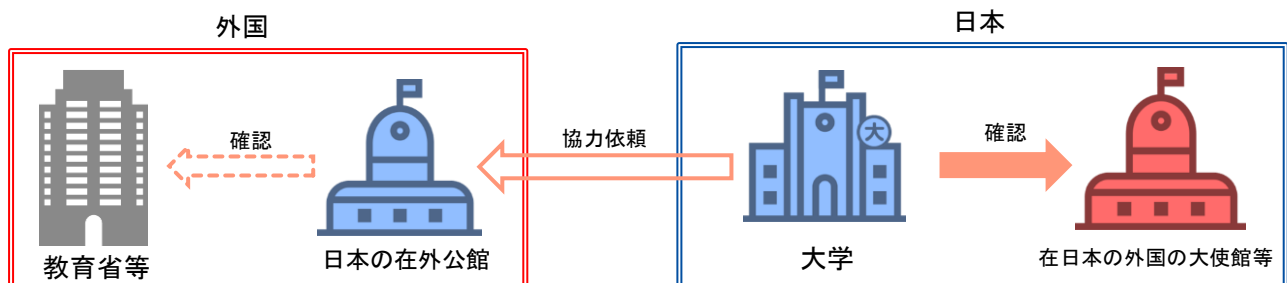
このように、「12年の課程を修了」の捉え方によって入学資格の有無の判断が変わってしまいますので、

繰り返しになりますが、入学資格の有無は、学校教育を受けた年数の合計で判断するのではなく、当該国の学校教育制度における12年目の課程を修了しているかどうかで判断してください。この点については、ⅣのQ&Aにおいていくつかの事例を挙げましたのでそちらもご参照ください。

ポイント2 外国の教育制度は大使館等へ確認する

ポイント1と関連しますが、外国の学校の課程を修了した（する見込み）方の入学資格を判断するためには、外国の教育制度について確認する必要があります。教育制度は国によって異なりますので、インターネット等の情報のみで判断するのではなく、**外国の教育制度については、まずは当該国の窓口である在日本の大使館等にお問合せください。**なお、過去に確認した国であっても、これまで初等中等教育の課程が11年だった国が12年に制度変更になっていたたり、その逆に、12年だった国が11年になっていたたりすることもありますので、十分ご注意ください。

また、大使館等に問い合わせるにあたり、大使館等の連絡先が分からなかったり、問い合わせたとしても回答までに時間を要する場合があったりするかもしれません。そのような場合は、**当該外国内にある日本の在外公館に協力を依頼し、在外公館から当該国の教育制度を担当している教育省等に確認してもらう**ことも考えられます。



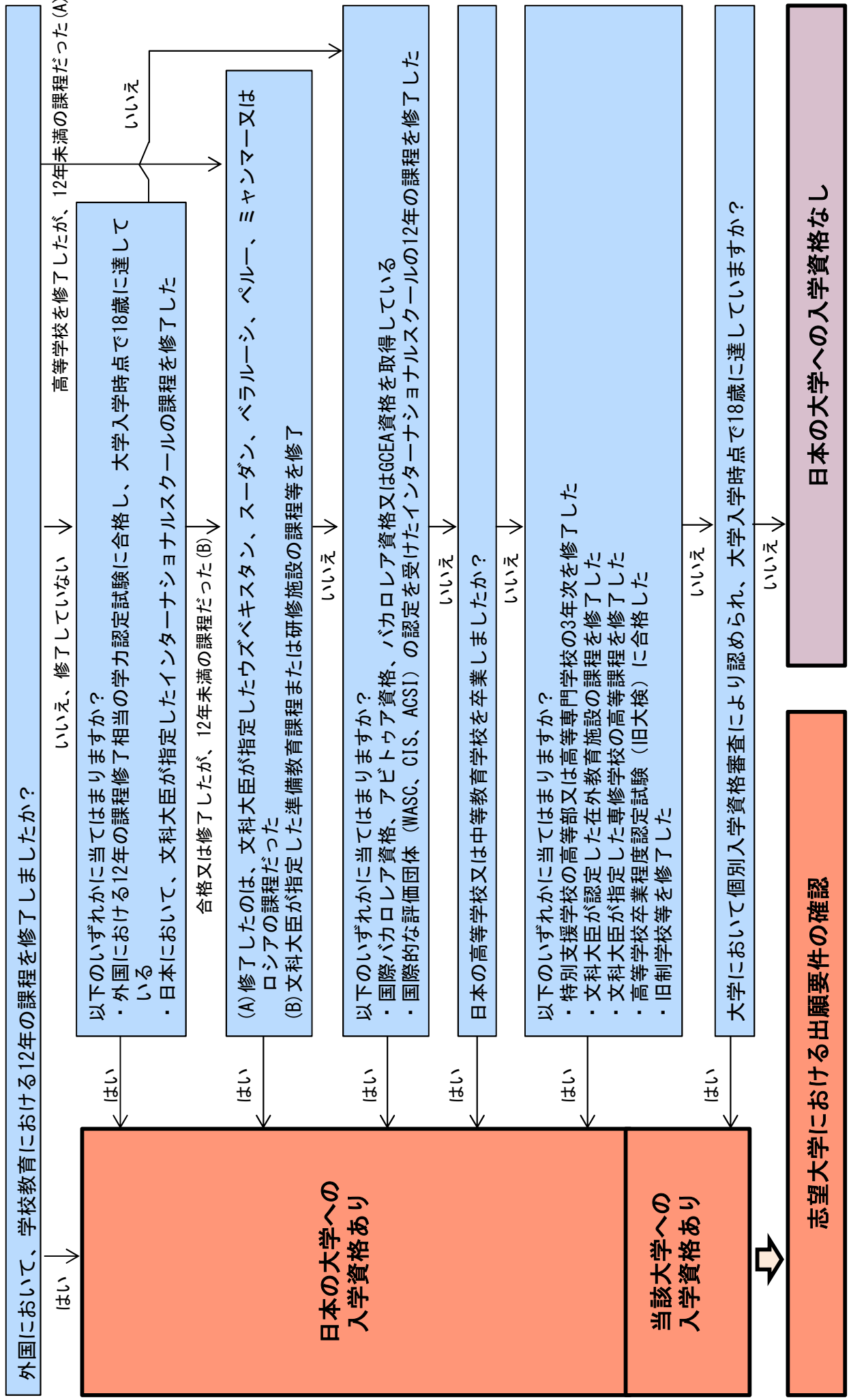
ポイント3 過去の実績のみで判断しない

平成31年1月31日付で大学入学資格が一部改正され、年齢要件が一部撤廃されるとともに、11年制の学校教育制度を持つ国の課程が新たに指定されました。入学資格は今後も改正されることがあり、それにより、これまででは認められなかった方にも入学資格が認められるようになると考えられます。そのため、入学資格の有無を過去の実績のみで判断するのではなく、制度改正の施行通知や文部科学省のホームページを都度ご確認いただいた上で判断していただき、それでも判断に迷われる場合は文部科学省にご相談ください。

Ⅲ. 入学資格確認フローチャート

Ⅲ-1. 大学(※)への入学資格確認フローチャート【外国で教育を受けた方を想定】

※大学の別科を含む



III - 1. Eligibility for admission to Bachelor's degree program of universities in Japan

Have you completed secondary education and school education for 12 years or more outside Japan?

Yes ↓

No ↓

I have completed secondary education, but school education for less than 12 years. (B)

Does either of the following apply to you ?

- You have passed a equivalency examination of secondary education and school education for 12 years outside Japan And you are 18 years of age or older when entering university.
- You have graduated from an international school in Japan which is designated by MEXT as is equivalent to a high school in Japan.

Yes ↓

No ↓

I have passed an equivalency examination, but that of school education for less than 12 years. (A)

- (A) I have completed secondary education of Uzbekistan, Sudan, Belarus, Peru, Myanmar and the Russian Federation.
- (B) I have completed a college preparatory course designated by the Japanese Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) , or a training course at a training facility designated by MEXT.

Yes ↓

You have general eligibility for admission to Bachelor's degree program of universities in Japan.

No ↓

Does either of the following apply to you ?

- You have a qualification for university admission such as International Baccalaureate, Abitur, or Baccalaureate.
- You have completed a secondary education and school education for 12 years at an international school in Japan accredited by international accreditation institutions (Western Association of Schools and Colleges (WASC), Council of International Schools (CIS), and Association of Christian Schools International (ACSI)).

Yes ↓

Have you graduated from a "High School" or a 6-year "Secondary School" in Japan?

No ↓

Does either of the following apply to you ?

- You have graduated from a high school part of a "School for Special Needs Education" or completed the 3rd grade of a 5-year "College of Technology" in Japan.
- You have graduated from a school for Japanese outside Japan which is designated by MEXT as is equivalent to high schools in Japan.
- You have completed a upper secondary course at a specialized training college that is designated by MEXT.
- You have passed Upper Secondary School Equivalency Examination in Japan.

Yes ↓

No ↓

You have general eligibility for admission to the bachelor's degree program that made the judgment.

No ↓

Have you had a special permission for admission to a university based on the judgment by the university of your qualification, AND are you 18 years of age or older when entering university?

Yes ↓



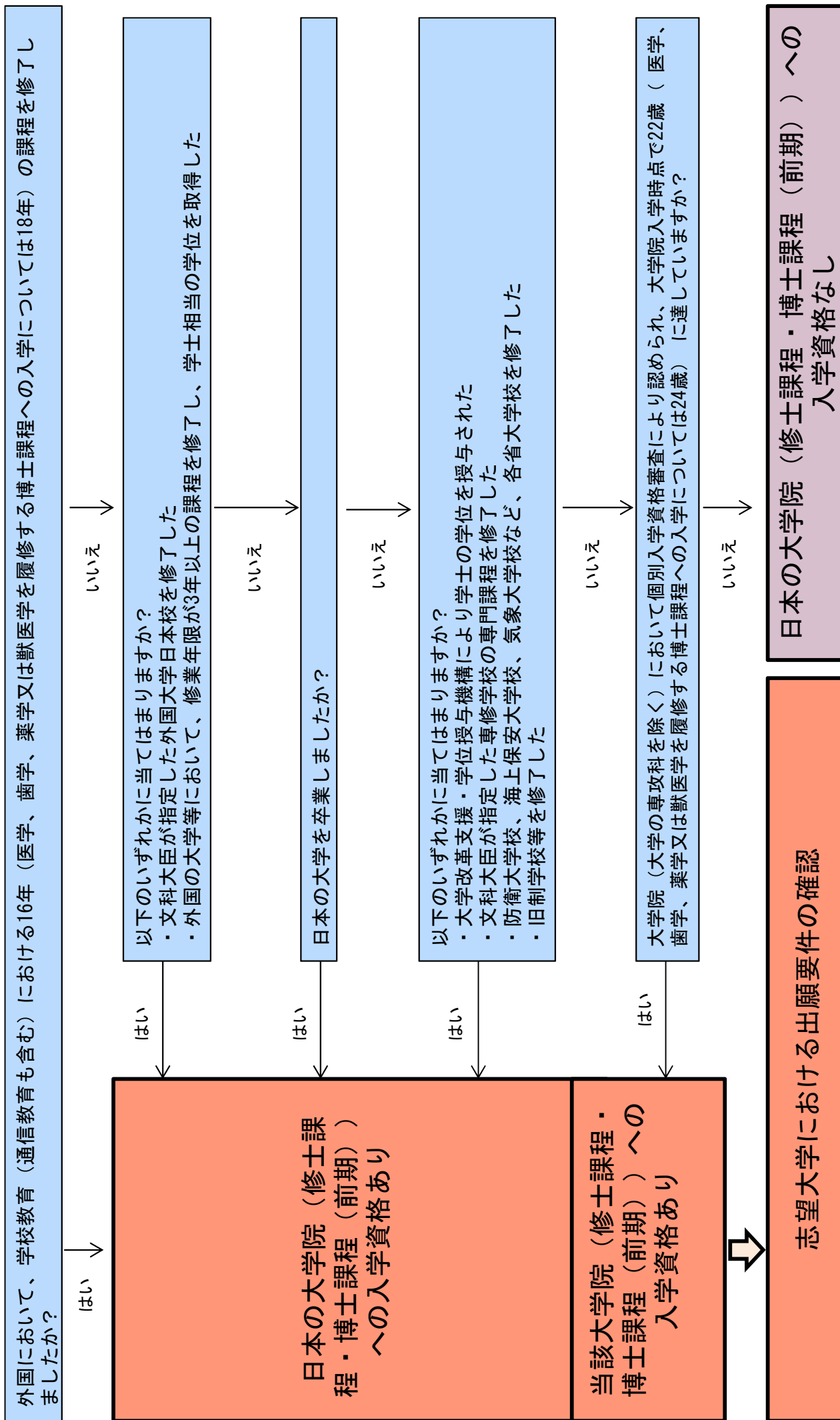
No ↓

You need to check specific eligibility for admission to the bachelor's degree program of your choice before applying.

You **DO NOT** have general eligibility for admission to bachelor's degree program of universities in Japan.

Ⅲ-2. 修士課程・博士課程（前期）への入学資格確認フローチャート【外国で教育を受けた方を想定】

※大学の専攻科を含む



III-2. Eligibility for admission to Master's degree program of universities in Japan

Have you completed school education for 16 years outside Japan? (18 years of school education outside Japan, in case of admission to a doctoral program in medicine, dentistry, pharmacy, and veterinary medicine)

Yes ↓

No ↓

You have general eligibility for admission to Master's degree program of universities in Japan.

You have general eligibility for admission to the Master's degree program that made the judgment.

Does either of the following apply to you?

- You have completed education program provided by a foreign school in Japan which is designated by the Japanese Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) as being equivalent to a foreign university ("Japanese branch of foreign university designated by MEXT").
- You have finished a more than 3 years program in a university outside Japan and hold a bachelor degree.

Yes

No ↓

Have you graduated from a university in Japan?

Yes

No ↓

Does either of the following apply to you?

- You have received a bachelor degree from the National Institution for Academic Degrees and University Evaluation in Japan.
- You have completed a specialized training college that is designated by MEXT.
- You have graduated from the higher education institutions established by government ministries such as National Defense Academy, Japan Coast Guard Academy, and Metrological College.

Yes

No ↓

Have you had a special permission for admission to a graduate program of a university as a result of the judgment by the university based on your qualification, AND are you 22 years of age or older when entering graduate school (24 years age or older, in case of admission to a doctoral program in medicine, dentistry, pharmacy, and veterinary medicine) ?

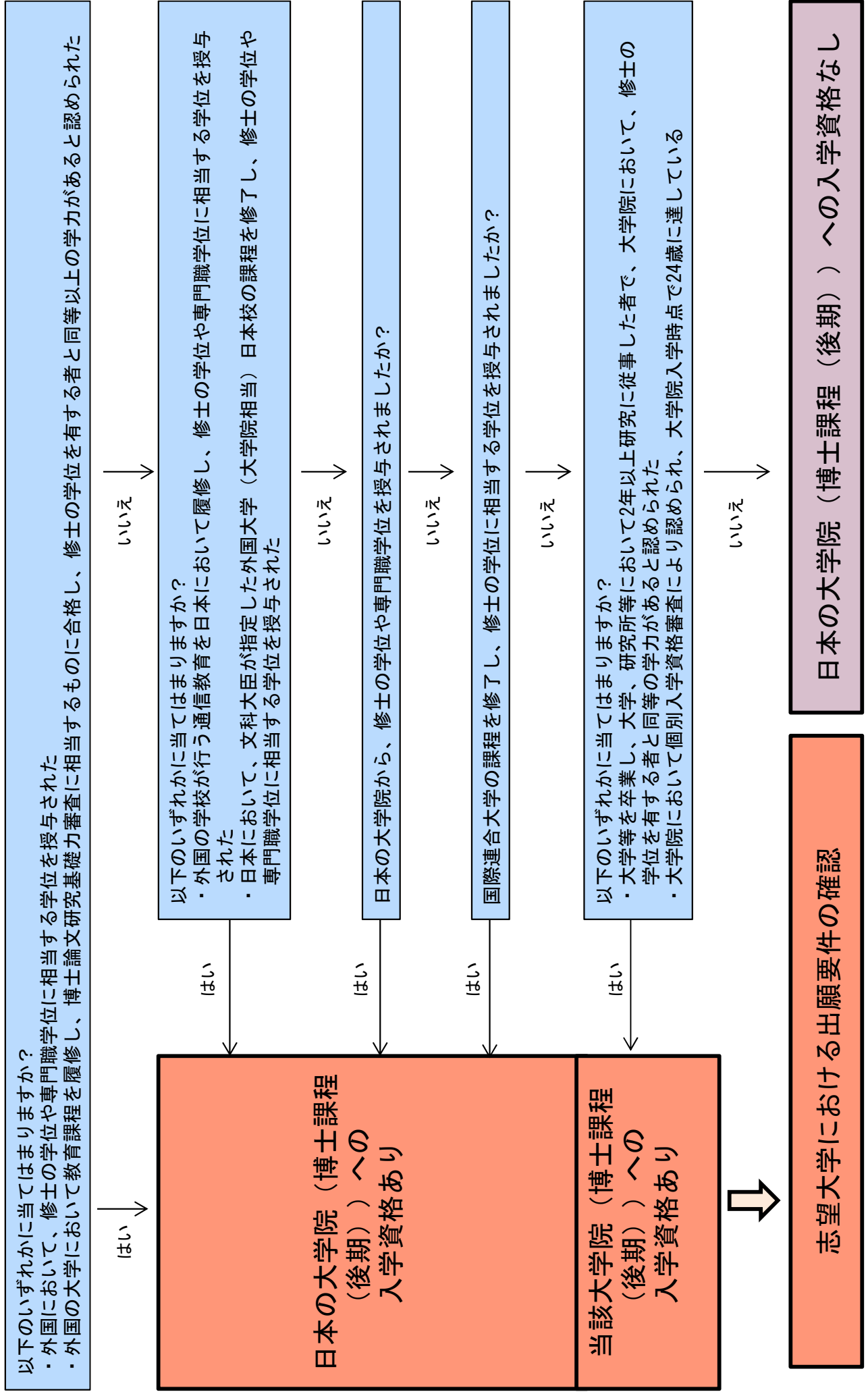
Yes

No ↓

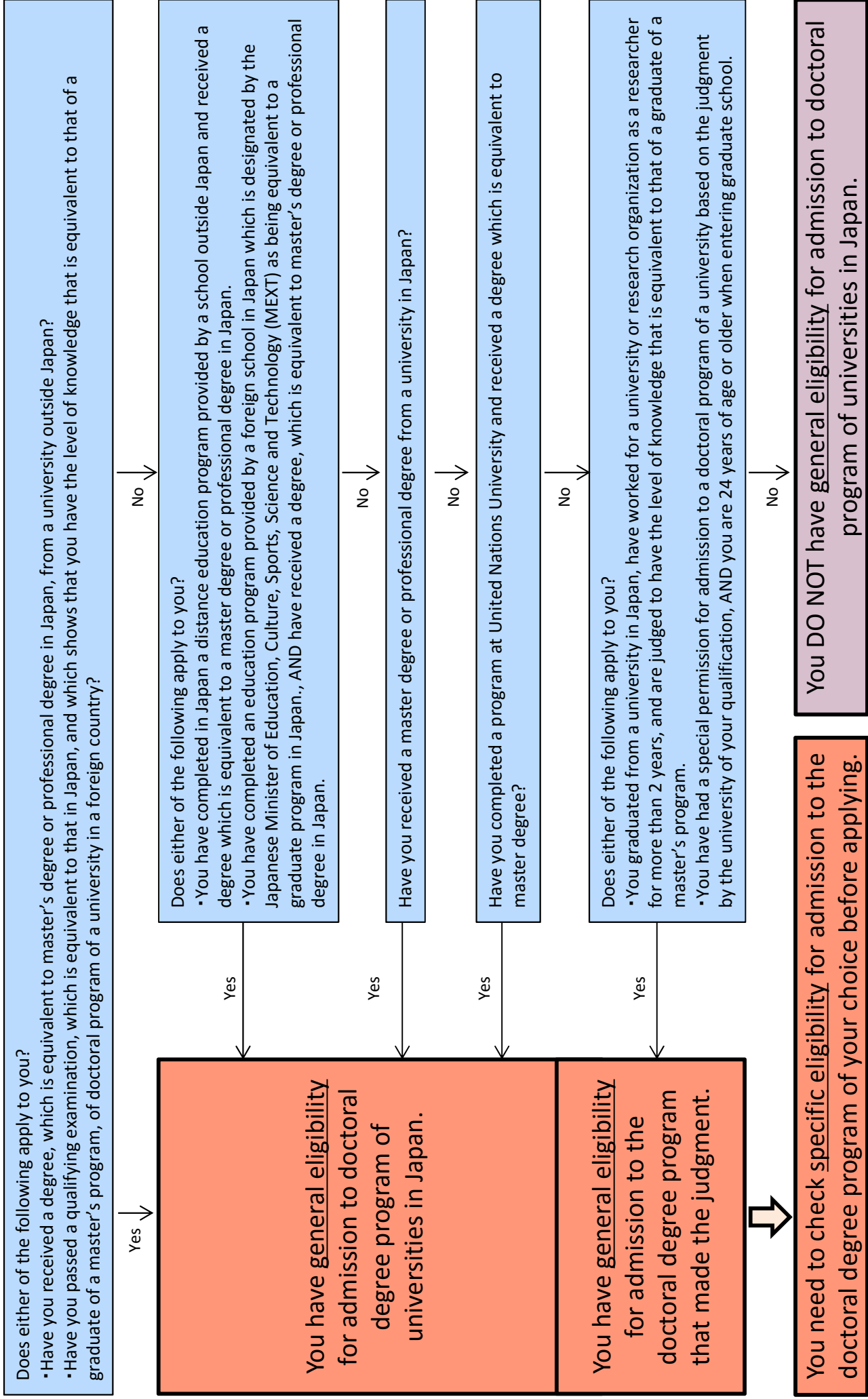
You need to check specific eligibility for admission to the Master's degree program of your choice before applying.

You DO NOT have general eligibility for admission to master's degree program of universities in Japan.

Ⅲ-3. 博士課程（後期）への入学資格確認フローチャート【外国で教育を受けた方を想定】



III-3. Eligibility for admission to doctoral degree program of universities in Japan



IV. 入学資格のQ&A

1. 全般について

- Q1 入学資格は、どの時点で要件を満たしていればよいのでしょうか？22
- Q2 日本の高校を卒業していない場合でも大学の入学資格は認められますか？ 22
- Q3 I-1②にある「通常の課程による12年の学校教育を修了した者」とは、具体的にどういった方が含まれますか？22
- Q4 学校教育法が制定される以前の学校等を修了された方にも大学の入学資格は認められますか？23
- Q5 高卒認定試験に合格して現在17歳の方は大学の入学資格はありますか？23
- Q6 各大学への出願要件において、入学資格に加えて独自の要件を課すことは認められますか？23
- Q7 個別入学資格審査における審査の方法等は各大学の判断に委ねられているのでしょうか？24
- Q8 入学希望者が卒業証明書等の書類を提出できない場合、入学資格の有無はどのように判断すればよいのでしょうか？24
- Q9 専門学校や他大学の通信課程等に現在入学している方から入学希望がありましたが、「二重学籍」の懸念があります。「二重学籍」になる方の入学資格を認めてもよいのでしょうか？24

2. 編入学・転学等について

- Q10 大学への編入学については法令でその要件が定められていますが、転学については法令上の要件はありますか？25
- Q11 外国の短期大学からの編入学が認められていますが、この「外国の短期大学」とはどのような学校を指すのでしょうか？26
- Q12 外国の高等専門学校からの編入学は認められますか？26
- Q13 4年制の大学（学部）から医学部（6年制）への「学士入学」は法令上可能ですか？26
- Q14 「飛び入学」について検討したいのですが、どのような制度でしょうか？27
- Q15 大学院への「飛び入学」について、「A大学〇〇学部→A大学△△研究科」というように、同じ大学間での入学になるのが一般的かと思いますが、例えば、「A大学〇〇学部→B大学△△研究科」といった、異なる大学の大学院への「飛び入学」は可能なのでしょうか？27
- Q16 大学院への「飛び入学」について、学生側の要件として「大学（短期大学を除く）に3年以上の在学」とありますが、例えば、高等専門学校卒業後に大学の3年次に編入して1年間在学した方は「3年以上の在学」に該当すると考えてよいのでしょうか？27
- Q17 4年制大学の途中年次から短期大学・専修学校への編入学・転学は可能でしょうか？28

Q18 個別入学資格審査により入学資格を認められた方が他の大学へ転学や再入学する場合は、他の大学において再度個別入学資格審査を受ける必要がありますか？	29
---	----

3. 外国で教育を受けた場合について

Q19 外国の高校を飛び級して2年で卒業したため、小・中学校を含めて学校には11年間しか通っておらず、現在17歳の方には、大学の入学資格が認められますか？	29
Q20 外国にあるインターナショナルスクールを卒業して現在17歳の方には、大学の入学資格が認められますか？	30
Q21 中国の高校を卒業したものの、5歳から小学校に入学したことにより、現在17歳の方には、大学の入学資格が認められますか？	30
Q22 イギリスは初等中等教育の課程が13年ありますが、その内12年目の課程を修了した方には、大学の入学資格が認められますか？	31
Q23 初等中等教育の課程が11年であるミャンマー、ロシア等の高等学校を卒業し、現在17歳の方には、大学の入学資格が認められますか？	31
Q24 イギリスやマレーシアのように、11年の初等中等教育修了後に、シックスフォームや大学準備課程等と呼ばれる中等後教育がある国において、11年目の中等教育を修了後に、文科大臣が指定した準備教育課程を修了し、現在17歳の方には、大学の入学資格が認められますか？	32
Q25 マレーシアに所在する11年制のインターナショナルスクールにおいて、IGCSE-0レベル資格を取得した後に卒業し、文科大臣が指定した準備教育課程を修了した方には、大学の入学資格が認められますか？	32
Q26 初等中等教育の課程が10年の国の場合、大学の入学資格が認められるためには、10年目の課程を修了した後に、2年以上の準備教育課程を修了する必要がありますか？	33
Q27 初等中等教育の課程が12年の国において、12年目の課程を途中で退学した後に、文科大臣が指定した準備教育課程を修了した方には、大学の入学資格が認められますか？	33
Q28 初等中等教育の課程が11年の国において、当該国の大学へ進学したが1年目を修了する前に退学した方については、外国の大学からの転学とみなして大学1年次への入学を認めてよいでしょうか？	33
Q29 初等中等教育の課程が11年の国において、11年の課程を修了し、当該国の大学の1年次を修了した方は、日本の大学の2年次に転学することは可能でしょうか？	34
Q30 外国の大学を卒業した方を「学士入学」で受け入れることは可能でしょうか？	35
Q31 外国における正規の教育課程かどうかは当該国の大使館に確認することになっていますが、日本との国交がない台湾の場合はどこに確認すればよいのでしょうか？	35

- Q32 I-1⑨の「学力認定試験」にはどのようなものが該当しますか？また、この「学力認定試験」とI-1⑮の「大学入学資格試験」との違いはどのように考えればよいでしょうか？.....35
- Q33 主にインターナショナルスクールで実施されている Cambridge International AS and A Level 資格を取得した方は大学入学資格が認められますか？.....36
- Q34 インド国内にある12年制のインターナショナルスクール（国際的な評価団体の認定は受けていない）を卒業した方について、当該インターナショナルスクールはアメリカの高校に準拠した教育が実施されており、当該インターナショナルスクールを卒業すればアメリカの高校を卒業した場合と同等の資格が認められる場合、この方を「アメリカにおける正規の学校教育の12年目の課程を修了した者」に該当すると判断して大学の入学資格を認めてもよいでしょうか？.....36
- Q35 修了者に大学院の入学資格が認められる外国大学日本校として指定を受けるにはどのような手続きが必要でしょうか？.....37
- Q36 修了者に大学の入学資格が認められるインターナショナルスクールとして指定を受けるにはどのような手続きが必要でしょうか？.....38
- Q37 国際連携学科（ジョイント・ディグリー）において、相手大学（外国）では入学資格が認められますが、日本の入学資格を満たしていない方の場合、入学を認めてよいのでしょうか？.....39
- Q38 平成31年1月31日付の制度改正により、大学入学資格における年齢要件が一部撤廃されましたが、個別入学資格審査等では年齢要件が残っていますが、これはなぜなのでしょう？.....39

3. 大学院について

- Q39 外国の大学を飛び級で卒業した方に大学院の入学資格は認められますか？.....39
- Q40 学校教育法施行規則第155条第4の2号における「文部科学大臣が別に指定するもの」は指定されていますか？.....40
- Q41 大学を卒業しておらず、短期大学を卒業後に個別入学資格審査により大学院（修士課程）に入学した方が、当該課程を修了後に別の大学院（修士課程）への入学を希望している場合、入学資格はどのように判断すればよいでしょうか？.....40
- Q42 大学の専攻科について、個別入学資格審査により入学資格を認めることは可能ですか？.....40
- Q43 医歯薬系の博士課程（前期）への入学資格について、「外国において学校教育における18年の課程を修了した者」（I-2-ii③）という要件がありますが、これは当該者が大学において学修した分野を問わず、医歯薬系の博士課程への入学資格が認められるということでしょうか？.....41
- Q44 海外の大学を卒業し、優秀な成績を取め、学士よりも優れた学位である名誉学士（Bachelor Honours Degree）等の学位を有する方は、博士課程（後期）への入学資格が認められますか？.....41

1. 全般について

Q1 入学資格は、どの時点で要件を満たしていればよいのでしょうか？

【 A 】 入学資格は、大学・大学院へ入学する時点で満たしている必要があります。例えば、日本の高校に通っている現在3年生の方が、4月1日から大学に入学する場合、4月1日までに高校を卒業していれば大学の入学資格が認められます。入学資格に年齢要件が付加される場合も同じ考え方になり、大学等に入学する時点で18歳等の一定の年齢に達している必要があります。

Q2 日本の高校を卒業していない場合でも大学の入学資格は認められますか？

【 A 】 大学の入学資格は、I-1で挙げた項目のいずれかに該当すれば認められます。日本の高校を卒業していなかったとしても、例えば、⑥高卒認定試験に合格する、または⑤文科大臣が指定した専修学校の高等課程を修了すること等により、大学の入学資格が認められます。

Q3 I-1②にある「通常の課程による12年の学校教育を修了した者」とは、具体的にどういった方が含まれますか？

【 A 】 ここでいう「通常の課程」とは、昭和29年の学校教育法改正前の同法第44条の規定（※）に由来しており、通常必置でありかつその授業が昼間に行われる最も基本的な課程を指しています。そのため、現行法上は、特別支援学校の高等部を修了した方及び高等専門学校第3年次を修了した方がこれに該当します。

なお、条文上では、「通常の課程以上の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。」とされており、高等学校の定時制の課程又は通信課程を修了した者がこれに該当するものと考えられてきましたが、先の昭和29年の改正により、「通常の課程」という概念が存在しなくなったため、これらの者はいずれもI-1①の「高等学校（略）を卒業した者」に含まれると整理されています。

（※）

高等学校には、通常の課程の外、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程と称する。）を置くことができる。

Q4 学校教育法が制定される以前の学校等を修了された方にも大学の入学資格は認められますか？

【 A 】 I-1⑭にあるとおり、学校教育法が制定される以前の学校等（旧制学校等）を修了された方にも大学の入学資格は認められます。具体的には、昭和23年文部省告示第47号（P83）第1号から第17号のいずれかに該当すれば認められますので、記録が古い等の理由によりどの号に該当するかの判断に迷う場合は、文部科学省にご相談ください。

Q5 高卒認定試験に合格して現在17歳の方は大学の入学資格はありますか？

【 A 】 高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）は、様々な理由で、高校を卒業できなかった方等の学修成果を適切に評価し、高校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験であり、合格者には大学の入学資格が認められます。しかし、18歳未満の合格者は、18歳の誕生日から合格の効力が生じることになりますので、大学に入学する時点で18歳になっているのであれば、入学資格は認められます。

一方で、「飛び入学」で入学する場合は、大学に入学する時点で17歳に達していれば大学の入学資格が認められますのでご注意ください。

Q6 各大学への出願要件において、入学資格に加えて独自の要件を課すことは認められますか？

【 A 】 入学資格とは、法令上、大学へ入学するために必要とされる最低の要件になりますが、各大学への出願要件において、教育研究等の目的に応じて独自の要件を追加して課すことは、各大学の裁量に委ねられていますので、出願にあたっては各自でご確認ください。ただし、その要件の設定にあたっては、各大学において合理的な理由を説明できることが必要になりますので、大学関係者におかれては十分ご注意ください。

Q7 個別入学資格審査における審査の方法等は各大学の判断に委ねられているのでしょうか？

【 A 】 個別入学資格審査は、以下のような学修歴や実績の情報等に基づいて、高等学校卒業者や大学卒業者と同等以上の学力があるかどうかを審査するものであり、その実施の有無や、具体的な審査の方法等は各大学の判断に委ねられています。

- ・専修学校、各種学校等の課程の修了などの学修歴
- ・社会における実務経験や取得した資格等
- ・大学の科目等履修生として修得した一定の単位
- ・その他、旧制諸学校で修了した課程の内容

その他の留意事項については、平成 15 年 9 月 19 日付の施行通知（15 文科高第 391 号）（P55）をご確認ください。

Q8 入学希望者が卒業証明書等の書類を提出できない場合、入学資格の有無はどのように判断すればよいのでしょうか？

【 A 】 入学資格は法令で規定されていますが、入学資格の判断は各大学に委ねられており、その判断にあたってどのような書類の提出を求めるのかについても各大学の定めによります。

入学希望者が、特別な事情により、入学資格を判断する上で必要な卒業証明書等の書類を提出できない場合については、基本的には、各大学の定めに基づいての判断になりますが、例えば、卒業証明書に代わるものとして、高校や大学卒業時の卒業アルバム等の提出をもってこれに代えることを認めるなど、柔軟な対応を検討していただければと思います。

Q9 専門学校や他大学の通信課程等に現在入学している方から入学希望がありましたが、「二重学籍」の懸念があります。「二重学籍」になる方の入学資格を認めてもよいのでしょうか？

【 A 】 「二重学籍」とは、法令上の定義はありませんが、一般的に、ある学生が複数の大学等に同時に在籍することを指します。この「二重学籍」は法令上明確に禁止されておらず、二重学籍を禁止するかどうかは各大学の判断になります。このため、二重学籍の事実のみをもって直ちに法令違法となるわけではありませんが、各大学の学則等において禁止されている場合もあり注意が必要です。しかし、複数の大学等に同時に在籍することは、設置基準に定められた学修時間の確保等の面で困難である場合が想定されますので、本来は望ましくないと考えます。

2. 編入学・転学等について

Q10 大学への編入学については法令でその要件が定められていますが、転学については法令上の要件はありますか？

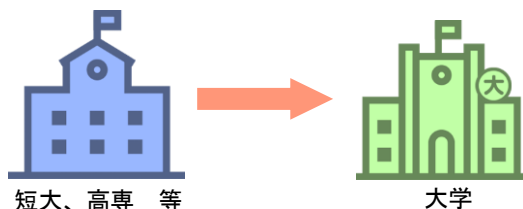
【 A 】 法令上の編入学とは、異なる学校種間における途中年次からの入学と解されており、法令上各学校種の卒業要件として設定されている修業年限を通算するという特例措置となるため、法令で規定された場合にのみ認められています（I-4-iを参照）。

一方、転学（転入学）とは、法令上の定義はありませんが、同一種類の学校種間の移動であつて、他の学校等への途中入学を指すものと解されています。転学については法令上の定めはないため、転学の際の資格・要件等の設定は各大学の判断によります。

一般には、法令上の「編入学」と「転学」をあわせて「編入学」と称している場合がありますが、法令上の整理は以上のおりですのでご注意ください。

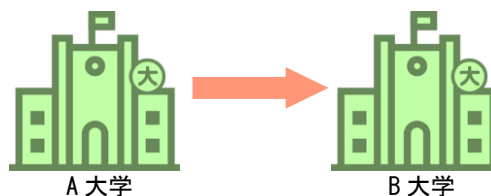
なお、いずれの場合であっても、入学前の既修得単位の認定については、大学設置基準第30条等の規定に基づき適切に実施することが必要です。

(編入学)



※異なる学校種間での移動
※法令に規定されている場合のみ可

(転学)



※同一の学校種間での移動
※法令上の規定なし

Q11 外国の短期大学からの編入学が認められていますが、この「外国の短期大学」とはどのような学校を指すのでしょうか？

【 A 】 平成 17 年 3 月 30 日付の施行通知（16 文科高第 1035 号）（P58）の留意事項で示しているとおり、学校教育法体系における「外国の大学、大学院又は外国の短期大学」とは、以下の要件をすべて満たすものを指します。

- ①外国の学校教育制度に位置付けられた教育機関であること。
- ②外国の学校教育制度上の学位又は称号を卒業者に授与する権限を有していること。
- ③外国において、制度上及び社会的に大学、大学院又は短期大学と認められるためには適格認定評価制による適格認定（アクレディテーション）が必要とされている場合には、当該適格認定を受けていること。

編入学を希望する学生が「外国の短期大学」を卒業した者に当たるのかどうかについては、在日本の当該国の大使館等に対して上記ポイントを踏まえてご確認ください。

Q12 外国の高等専門学校からの編入学は認められますか？

【 A 】 学校教育法第 108 条第 9 項においては、短期大学から大学へ編入学ができる者が規定されていますが、この「短期大学」には、従前から「外国の短期大学」も含まれており、学校教育法施行規則第 161 条第 2 項における「外国の短期大学」は、それを入念的に規定したものであるとされています。

この整理を踏まえると、学校教育法第 122 条の「高等専門学校」についても、「外国の高等専門学校」を含むと考えられますので、外国の高等専門学校からの編入学も認められます。

Q13 4 年制の大学（学部）から医学部（6 年制）への「学士入学」は法令上可能ですか？

【 A 】 「学士入学」とは、法令上の規定はありませんが、一般的に、大学を卒業（学士を取得）後に、同一または他の大学の途中年次に入學することを指します。この場合、先の大学における在学期間の通算や修得単位の認定については各大学の判断に委ねられているため、今回のケースについても各大学の判断により可能です。

Q14 「飛び入学」について検討したいのですが、どのような制度でしょうか？

【 A 】 「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に、大学を卒業しなくても大学院に、それぞれ入学することができる制度です。
「飛び入学」の場合、学生側の要件と大学側の要件がありますので、具体的な内容は I-5-i・ii をご確認ください。

なお、「飛び入学」は、高校（または大学）を卒業せずに大学（または大学院）へ入学することから、当該学生は高校（または大学）を中退した扱いになりますので、十分ご注意ください。

Q15 大学院への「飛び入学」について、「A 大学〇〇学部→A 大学△△研究科」というように、同じ大学間での入学になるのが一般的かと思いますが、例えば、「A 大学〇〇学部→B 大学△△研究科」といった、異なる大学の大学院への「飛び入学」は可能なのでしょうか？

【 A 】 大学院への「飛び入学」については、受け入れ側の大学院と同じ大学の学部に在籍していることは要件とされていません。（学校教育法第 102 条第 2 項において、大学院への「飛び入学」における学生側の要件の一つとして、「当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの」と定められていますが、この規定は、飛び入学元の学部と飛び入学先の大学院が同じ大学内であることを求めているものではありません）。そのため、「A 大学〇〇学部→B 大学△△研究科」といったケースは法令上可能です。

なお、学校教育法施行規則第 160 条にあるとおり、外国の大学等から日本の大学院への「飛び入学」も認められています。

Q16 大学院への「飛び入学」について、学生側の要件として「大学（短期大学を除く）に 3 年以上の在学」とありますが、例えば、高等専門学校卒業後に大学の 3 年次に編入して 1 年間在学した方は「3 年以上の在学」に該当すると考えてよいのでしょうか？

【 A 】 学校教育法施行規則第 178 条のとおり、高等専門学校（高専）から大学へ編入学する場合、大学の修業年限（4 年）から 2 年以下の期間を控除した期間を大学での在学期間とすることができると定められています。本規定により、高専に在学した期間を大学での在学期間に通算できると解されますので、高専卒業後に大学の 3 年次に編入した方は、法令上はその時点で大学に 2 年以上在学したことになります。

そのため、今回のケースでは、3 年次に編入して 1 年間在学した方は「大学に 3 年以上の在学」に該当します。

なお、高専に限らず、短期大学等から大学への編入学の場合も同じ考え方になります。

Q17 4年制大学の途中年次から短期大学・専修学校への編入学・転学は可能でしょうか？

【 A 】 Q10 の回答のとおり、4年制大学と短期大学・専修学校とは、①目的、②修業年限、③学位が異なることから、これらは同一の学校種ではありません。このため、4年制大学と短期大学・専修学校の間での転学は認められません。

まず、4年制大学と短期大学については、法令上、卒業要件として修業年限が設定されています。このため、他の種類の学校から大学等への編入学（修業年限の短縮）を認めることは、法令上の卒業要件の例外となるため、法令上の明示的根拠が必要とされています。したがって、4年制大学の途中年次から短期大学へ編入学することは、法令上の根拠がないため、認められません。このことは、大学設置基準と異なり、短期大学設置基準において編入学を想定した規定がされていないことから明らかです。

一方、専修学校については、法令上、卒業要件として修業年限が設定されておらず、また学校教育法施行規則第181条では「専修学校の生徒の入学、退学、休学等については、校長が定める」とされていることから、専修学校以外の学校からの編入学については、法令上の定めによらず各専修学校長の判断により受け入れることが可能です。ただし、その場合の既修得単位の認定については、専修学校設置基準第26条等の規定に基づき適切に実施することが必要です。

(※)

○大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条（略）

2（略）

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、（以下略）

○短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）（抄）

（入学前の既修得単位等の認定）

第十六条（略）

2（略）

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、（以下略）

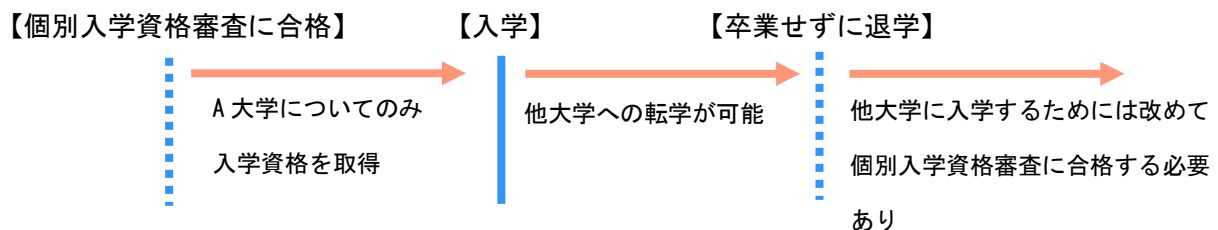
（参照条文）

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第百八十一条 専修学校の生徒の入学、退学、休学等については、校長が定める。

Q18 個別入学資格審査により入学資格を認められた方が他の大学へ転学や再入学する場合は、他の大学において再度個別入学資格審査を受ける必要がありますか？

【 A 】 平成 15 年 9 月 19 日付の施行通知（15 文科高第 391 号）（P55）の留意事項でお示ししているとおり、個別入学資格審査の効力は、当該大学にのみ及ぶものとしています。ただし、個別入学資格審査により入学資格が認められ、大学に入学して学生としての身分を取得した後にあっては、その形成された法的地位に即した取扱いが必要になります。このことから、個別入学資格審査により大学に入学した方が他の大学へ転学する場合には改めて個別入学資格審査を受ける必要はありません。一方で、個別入学資格審査を受けて大学に入学した方が当該大学を卒業せずに退学した場合、当該大学に再入学する場合は再度個別入学資格審査を受ける必要はありませんが、他大学に再入学するためには改めて個別入学資格審査を受ける必要があります。また、「学士入学」等により当該大学を卒業した後に当該大学又は他大学に再入学する場合には、個別入学資格審査をせずに入学を認めても差し支えないと考えます。



2. 外国で教育を受けた場合について

Q19 外国の高校を飛び級して2年で卒業したため、小・中学校を含めて学校には11年間しか通っておらず、現在17歳の方には、大学の入学資格が認められますか？

【 A 】 認められます。Ⅱでご説明しているとおり、「外国における外国において学校教育における12年の課程を修了した者」（I-1③）とは、「当該国の正規の学校教育における12年目の課程を修了している方」という解釈になります。これは、飛び級により12年目の課程を12年未満で修了した場合にも適用されるため、今回のケースでは大学の入学資格が認められます。

なお、入学資格では、年齢要件が課される場合は当該項目に明示されている場合に限られるため、I-1③については年齢制限はありません。

Q20 外国にあるインターナショナルスクールを卒業して現在 17 歳の方には、大学の入学資格が認められますか？

【 A 】 認められる場合があります。インターナショナルスクール（IS）とは、法令上の定義はありませんが、所在する国又は地域に在住の外国人を主な対象として教育を行う施設であると考えられます。そのため、IS は所在国の正規の学校教育とは異なる教育を実施している場合が多いと考えられますが、まずは当該 IS の教育が所在国における正規の学校教育として認められるものを在日本の所在国の大使館等にご確認ください。

その上で、所在国の正規の学校教育を行う施設と認められた場合には、I-1③に該当することから、大学の入学資格が認められます。また、認められなかった場合、今回のケースでは以下のいずれかに該当すれば大学の入学資格が認められます。

- ・ 文科大臣が認定した在外教育施設を修了（I-1④）
- ・ 国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格又は GCEA 資格の取得（I-1⑮）
- ・ 国際的な認証団体（WASC・ACSI・CIS）から認定を受けた IS において、12 年の課程を修了（I-1⑯）

上記のいずれにも該当しない場合は、当該 IS を卒業しただけでは大学の入学資格が認められませんので、高卒認定試験に合格する等の、他の要件を満たす必要があります。

なお、17 歳という年齢については、平成 31 年 1 月の改正により上記三つに課されていた年齢要件は撤廃されましたので、18 歳未満であっても大学の入学資格は認められます。

Q21 中国の高校を卒業したものの、5 歳から小学校に入学したことにより、現在 17 歳の方には、大学の入学資格が認められますか？

【 A 】 認められません。考え方としては Q19 と同じです。

Q22 イギリスは初等中等教育の課程が13年ありますが、その内12年目の課程を修了した方には、大学の入学資格が認められますか？

【 A 】 認められます。当省作成の『世界の学校体系』を参照すると、イギリスの学校教育は、初等教育（6年）→中等教育（5年）→シックスフォーム（中等後教育）（2年）→大学となっています。

考え方としてはQ19と同じになりますが、今回のイギリスのように、初等中等教育の課程が12年以上ある国の場合、12年目の課程（＝シックスフォームの1年目）を修了したことをもって大学の入学資格が認められます。

なお、今回のケースでは、入学資格を確認する書類として、一般的な卒業証明書等が発行されないと想定されますので、それに代わる成績証明書等により入学資格を各大学で判断するのが適切だと考えます。

Q23 初等中等教育の課程が11年であるミャンマー、ロシア等の高等学校を卒業し、現在17歳の方には、大学の入学資格が認められますか？

【 A 】 認められることがあります。初等中等教育の課程が11年の国の場合、ミャンマーやロシアを含む6カ国の課程（※）については、個別に指定を受けていることから、当該国の高等学校を卒業すれば大学の入学資格が認められます。（I-1⑪）

また、個別の指定を受けていない場合は、当該国の課程を修了した後に文科大臣が指定した準備教育課程を修了すれば大学の入学資格が認められます。（I-1⑩）

なお、17歳という年齢については、I-1⑪には年齢制限がなく、また、I-1⑩の年齢要件は平成31年1月の改正により撤廃されましたので、17歳であっても大学の入学資格は認められます。

（※）指定されている課程

- ・ ウズベキスタン共和国 「シコーラ・スレードウネヴァ・オブラゾヴァーニヤ」（中等教育学校）の課程
- ・ スーダン共和国 「アル・マドラサ・アッ・サーナウィーヤ」（高等学校）の課程
- ・ ベラルーシ共和国 「トレーチャ・ストゥペニ・オブシェヴォ・スレードネヴォ・オブラゾヴァーニヤ」（普通中等教育第三段階の教育を行う学校）の課程
- ・ ペルー共和国 「エスクエラ・セクンダリア」（中等学校）の課程
- ・ ミャンマー連邦共和国 「アテッタン・アシン・ピンニャーイェー」（後期中等学校）の課程
- ・ ロシア連邦 「オブシェエ・スレドニェエ・オブラゾヴァーニエ」（中等普通教育を行う学校）の課程

Q24 イギリスやマレーシアのように、11年の初等中等教育修了後に、シックスフォームや大学準備課程等と呼ばれる中等後教育がある国において、11年目の中等教育を修了後に、文科大臣が指定した準備教育課程を修了し、現在17歳の方には、大学の入学資格が認められますか？

【 A 】 認められます。日本における「高校の課程の修了」は「中等教育の課程の修了」と同義であることから、「高校に対応する学校の課程の修了」は「外国における中等教育の課程の修了」を指し、シックスフォームのような中等後教育の課程はこれに含まれないものと考えられます。これにより、外国において中等後教育の課程がある場合には、当該国において中等教育の課程を修了していれば、中等後教育の課程を修了していなくても、「高校に対応する学校の課程を修了」した者に該当すると考えられます。

(どの課程が当該国の中等教育や中等後教育に該当するかについては、在日本の当該国の大使館等にご確認ください。) ただし、この場合も文科大臣が指定した準備教育課程の修了が必要です。

以上により、今回のケースは、I-1⑩に該当しますので、大学の入学資格が認められます。なお、平成31年1月の改正により、I-1⑩にあった年齢要件は撤廃されましたので、年齢制限はありません。

Q25 マレーシアに所在する11年制のインターナショナルスクールにおいて、IGCSE-0レベル資格を取得した後に卒業し、文科大臣が指定した準備教育課程を修了した方には、大学の入学資格が認められますか？

【 A 】 認められます。外国に所在する12年制未満のインターナショナルスクールを修了した方の場合、大学の入学資格が認められるためには、主に以下のいずれかに該当する必要があります。

- ・12年未満の課程修了相当の学力認定試験に合格＋準備教育課程の修了＋18歳以上（I-1⑩）
- ・国際バカロレア等の国際的な入学資格の取得（I-1⑮）
- ・個別入学資格審査＋18歳以上（I-1⑧）

在マレーシア日本国大使館等に確認したところ、マレーシアにおいては、IGCSE-0レベル（International General Certificate of Secondary Education Ordinary level）を取得することにより、マレーシアの中等教育を修了した方と同様に中等後教育に進学することが可能であるとの確認がとれましたので、IGCSE-0レベルは「当該国における高校修了相当の検定」に該当すると考えられます。（ただし、この場合も文科大臣が指定した準備教育課程の修了が必要です。）

そのため、今回のケースはI-1⑩に該当し、大学の入学資格が認められます。

Q26 初等中等教育の課程が10年の国の場合、大学の入学資格が認められるためには、10年目の課程を修了した後に、2年以上の準備教育課程を修了する必要がありますか？

【 A 】 1年の準備教育課程であっても大学の入学資格は認められます。 I-1⑩について、「外国における高校に対応する学校の課程」及び「準備教育課程」の年数について下限は規定されておられません。このため、今回のケースのように、外国10年+準備教育1年であったとしても、それぞれの課程を修了していれば、I-1⑩に該当し、大学の入学資格が認められます。

Q27 初等中等教育の課程が12年の国において、12年目の課程を途中で退学した後に、文科大臣が指定した準備教育課程を修了した方には、大学の入学資格が認められますか？

【 A 】 認められません。準備教育課程は、初等中等教育の課程が12年未満の国で学校教育を修了した方に対して、日本語その他大学に入学するために必要な教科に係る教育を行うことにより、修了者に大学の入学資格が認められるものです。そのため、そもそも学校教育を修了していない今回のケースは、準備教育課程を修了したとしても大学の入学資格は認められません。

Q28 初等中等教育の課程が11年の国において、当該国の大学へ進学したが1年目を修了する前に退学した方については、外国の大学からの転学とみなして大学1年次への入学を認めてよいでしょうか？

【 A 】 認められません。Q10の回答のとおり、転学とは、同一の学校種間の移動であり、他の大学等への途中年次の入学のことであり、具体的な要件等の設定は各大学の裁量に委ねられています。大学の場合、海外の大学も同一の学校種であると解されますので、法令上明示されていませんが、海外の大学から日本の大学へ転学することも認められます。ただし、すでに退学した方については転学とはみなせないことから、今回のケースでは大学1年次への転学は認められません。

Q29 初等中等教育の課程が11年の国において、11年の課程を修了し、当該国の大学の1年次を修了した方は、日本の大学の2年次に転学することは可能でしょうか？

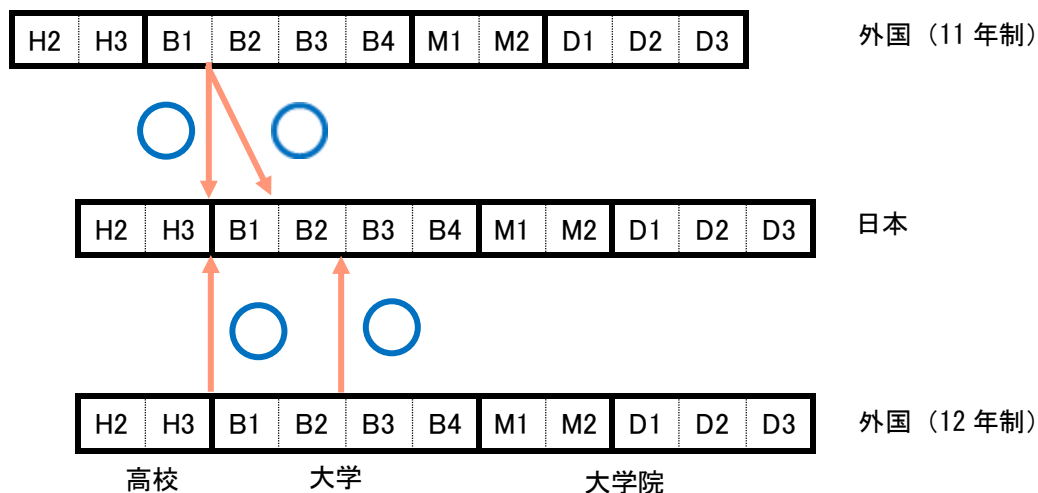
【 A 】 日本の入学資格は「課程年数主義」の考え方を原則としています。これは、日本と外国の学校教育の実質的な同等性を逐次確認することが極めて困難である一方で、日本と外国の学校教育の接続を担保するため、便宜的に、外国において日本と同様に12年の課程を修了していれば日本と同じ水準の学校教育を受けているとみなして、日本の大学等への進学を認めるという考え方です。

一方で、Q18の回答のとおり、大学に入学して学生としての身分を取得した後にあっては、その形成された法的地位に即した取扱いが必要になります。このため、今回のケースは、既に外国の大学に入学しているので、日本の大学に転学することは認められます。

次に、何年次に転入を認めるかが問題となりますが、転入を受け入れる年次については法令上の定めはありません。一方で、日本の大学には、法令上の卒業要件として修業年限が設定されていることから、卒業までに必要な単位数と既修得単位として認められた単位数との兼ね合いも勘案しつつ、転入元の大学での在学年次を踏まえて、転入を受け入れる年次を決定する必要があります。

今回のケースでは、既に外国の大学の1年次を修了していることから、日本の4年制大学に転学する場合には、1年次又は2年次から受け入れる必要があります。

(外国の大学から日本の大学へ入学又は転学する場合)



Q30 外国の大学を卒業した方を「学士入学」で受け入れることは可能でしょうか？

【 A 】 Q13 で回答したとおり、「学士入学」の受け入れは各大学の判断によりますので、外国の大学を卒業後に日本の大学へ「学士入学」することは、各大学の判断により可能です。

Q31 外国における正規の教育課程かどうかは当該国の大使館に確認することになっていますが、日本との国交がない台湾の場合はどこに確認すればよいのでしょうか？

【 A 】 台湾の場合は、公益財団法人日本台湾交流協会又は台湾日本関係協会（台湾側の対日窓口機関）にご確認ください。

Q32 I-1⑨の「学力認定試験」にはどのようなものが該当しますか？また、この「学力認定試験」と I-1⑮の「大学入学資格試験」との違いはどのように考えればよいのでしょうか？

【 A 】 まず、「外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定」（学力認定試験）は、あくまで「学校教育における 12 年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかを認定する当該国の試験」を指しています。一方、国際バカロレア試験等の資格試験は、「大学入学資格の有無を判定する試験」（大学入学資格試験）であり、当該資格を取得した者は、当該資格を入学要件としている大学の入学資格を取得することができます。このように、「学力認定試験」と「大学入学資格試験」は性質が異なるものであることから、「大学入学資格試験」の合格者については、当該国の大学入学資格が日本の大学入学資格を付与するに値するものなのかどうかを個別に判断する必要があるため、「文科大臣が指定した者」として、個別に規定が置かれています。

この「学力認定試験」の例としては、日本の高卒認定試験、アメリカの General Educational Development (GED) または Q25 で回答したマレーシアの IGCSE-0 レベルなどが挙げられますが、I-1③と同様に、当該試験が当該国における「学力認定試験」に当たるかどうかについては、在日本の当該国の大使館等にご確認ください。

Q33 主にインターナショナルスクールで実施されている Cambridge International AS and A Level 資格を取得した方は大学入学資格が認められますか？

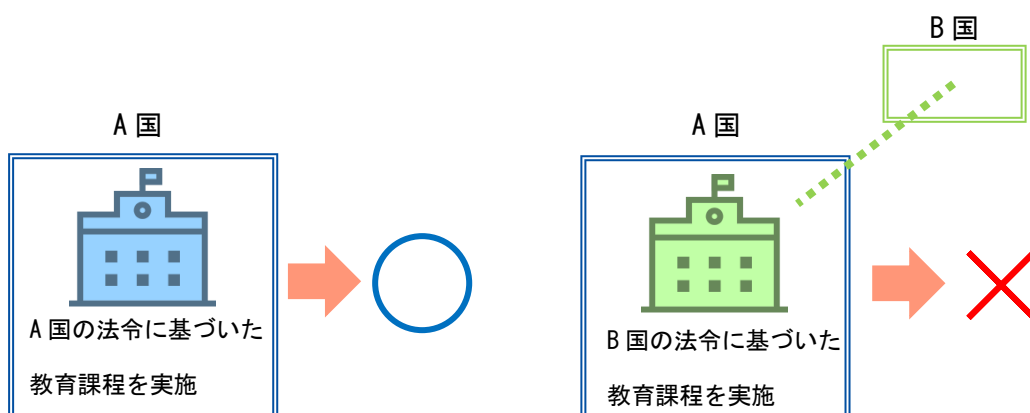
【 A 】 Cambridge International AS (Advanced Subsidiary) and A (Advanced) Level 資格を取得した方は、大学の入学資格が認められます。

なお、AS Level 資格のみでは大学入学資格は認められませんのでご注意ください。

Q34 インド国内にある 12 年制のインターナショナルスクール（国際的な評価団体の認定は受けていない）を卒業した方について、当該インターナショナルスクールはアメリカの高校に準拠した教育が実施されており、当該インターナショナルスクールを卒業すればアメリカの高校を卒業した場合と同等の資格が認められる場合、この方を「アメリカにおける正規の学校教育の 12 年目の課程を修了した者」に該当すると判断して大学の入学資格を認めてもよいでしょうか？

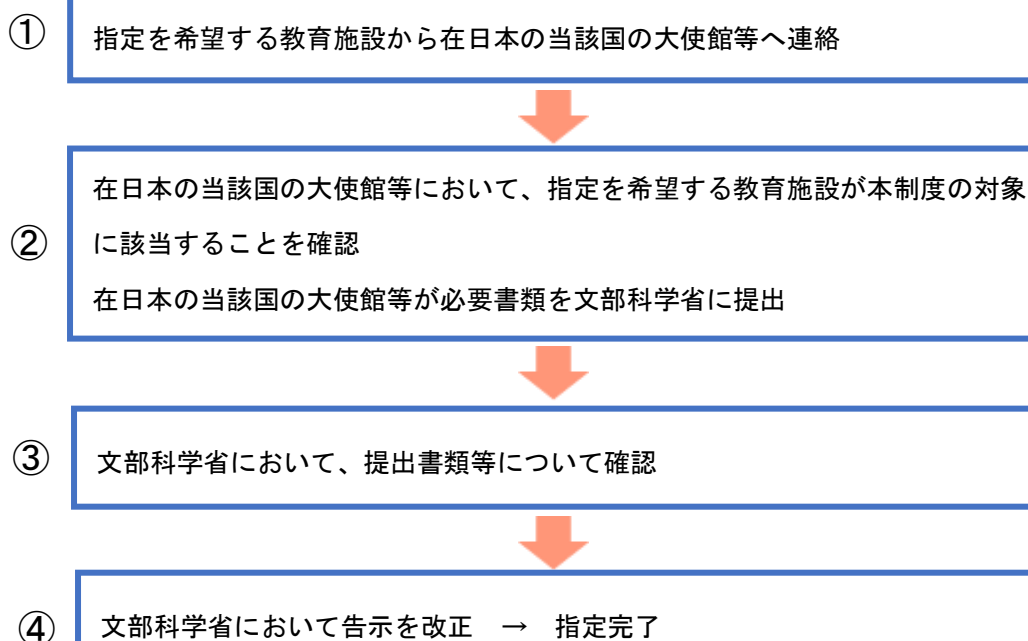
【 A 】 I-1③の「外国において学校教育における 12 年の課程を修了」とは、「外国における正規の学校教育における 12 年目の課程を修了」という意味になりますが、これに該当するためには、当該学校等の教育課程が、当該学校等が所在する国の法令に基づいている必要があります。今回のケースでは、当該インターナショナルスクールで実施している教育課程が、アメリカにおいて正規のものと認められていたとしても、当該インターナショナルスクールが所在しているインドの正規の学校教育と認められないのであれば、「外国において学校教育における 12 年の課程を修了」した方には該当しないため、大学の入学資格は認められません。

（「外国における正規の学校教育の課程」の考え方）



Q35 修了者に大学院の入学資格が認められる外国大学日本校として指定を受けるにはどのような手続きが必要でしょうか？

【 A 】 外国大学日本校は、当該教育施設の課程を修了した方に対して大学院等への入学資格の付与や、修得した単位について日本の大学等との単位互換等が認められる制度です。手続きとしては、在日本の当該国の大使館等を通じ、当該教育施設がその本校の課程を有することや当該国の教育制度に位置づけられたものに該当すること等を確認した上で、文部科学大臣告示により指定することになりますので、指定を希望される場合、まずは在日本の当該国の大使館等までご相談ください。



【 問合せ先 】 文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室

TEL : 03-5253-4111 (代表) 内線 2060 E-mail : kotokoku@mext. go. jp

Q36 修了者に大学の入学資格が認められるインターナショナルスクールとして指定を受けるにはどのような手続きが必要でしょうか？

【 A 】 国内のインターナショナルスクールについては、その指定を受けることにより、当該教育施設の課程を修了した方に対して大学の入学資格が付与されます（I-1⑫、⑬）。手続きとしては下記プロセスになりますので、詳細については下記問い合わせ先までご相談ください。

- ① 在日本の各国の大使館等が当該インターナショナルスクールの存在を確認
- ② 当該外国の本国または在日本の大使館等が、当該インターナショナルスクールの課程について、「本国の高等学校の課程に相当する」ことを認定
- ③ 在日本の各国の大使館等が文部科学省に対し、上記について確認した旨の文書を送付
- ④ 文部科学省において告示を改正 → 指定完了

【 問合せ先 】 文部科学省高等教育局大学振興課法規係

TEL: 03-5253-4111 (代表) 内線 3338 E-mail: daigakuc@mext.go.jp

Q37 国際連携学科（ジョイント・ディグリー）において、相手大学（外国）では入学資格が認められますが、日本の入学資格を満たしていない方の場合、入学を認めてよいのでしょうか？

【 A 】 入学資格は、日本の大学等へ入学するための最低の要件になり、国際連携学科の場合であってもその考え方が変わることはありません。「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」（※）でお示ししているとおり、相手大学（外国）で入学資格が認められている方であっても、日本の入学資格を満たしていない場合、入学は認められません。

（※）ガイドラインの P14（抜粋）

○ JD の学生については、二重学籍として、我が国の大学の学生であるとともに外国の大学の学生でもあることから、その入学資格については、学校教育法等で定める我が国の大学への入学資格を満たす必要があるとともに、併せて連携外国大学における入学資格についても満たす必要がある。

Q38 平成 31 年 1 月 31 日付の制度改正により、大学入学資格における年齢要件が一部撤廃されましたが、個別入学資格審査等では年齢要件が残っていますが、これはなぜなのでしょう？

【 A 】 Q29 の回答でも回答したとおり、日本の入学資格は「課程年数主義」を原則としていますが、個別入学資格審査（I-1⑧）と学力認定試験（I-1⑨）については、学校教育における課程の修了を前提としていない中で年齢要件のみが課されており、その状況で年齢要件を撤廃すれば、日本の学校教育制度との接続の担保が極めて困難になるため、これらの要件については「18 歳以上」という年齢要件を引き続き維持することとしたためです。

3. 大学院について

Q39 外国の大学を飛び級で卒業した方に大学院の入学資格は認められますか？

【 A 】 Q19 で回答した考え方と同様になりますが、外国における正規の学校教育の 16 年目の課程を 16 年未満で修了した場合にも、大学院の入学資格が認められます。当該大学の課程が当該国における正規の学校教育のものなのかどうかについては、在日本の当該国の大使館等にご確認ください。

Q40 学校教育法施行規則第 155 条第 4 の 2 号における「文部科学大臣が別に指定するもの」は指定されていますか？

【 A 】 学校教育法施行規則第 155 条第 4 の 2 号は「外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年（略）以上である課程を修了すること（略）により、学士の学位に相当する学位を授与された者」（I-2-i ⑤、I-2-ii ⑤）と規定されていますが、本規定中の「文部科学大臣が別に指定するもの」については、平成 31 年 3 月時点では指定されたものはありません。

Q41 大学を卒業しておらず、短期大学を卒業後に個別入学資格審査により大学院（修士課程）に入学した方が、当該課程を修了後に別の大学の大学院（修士課程）への入学を希望している場合、入学資格はどのように判断すればよいでしょうか？

【 A 】 考え方としては Q18 の回答と同様になり、個別入学資格審査を受けて大学院に入学した方が当該大学院を修了した後に他の大学院に再入学する場合は、改めて個別入学資格審査をせずに入学を認めても差し支えありません。

Q42 大学の専攻科について、個別入学資格審査により入学資格を認めることは可能ですか？

【 A 】 学校教育法施行規則第 155 条のただし書き（※）のとおり、個別入学資格審査については大学院の場合にのみ認められていますので、大学の専攻科については個別入学資格審査により入学資格を認めることはできません。

本規定については今後改正の要否を検討します。

（※）

○学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第一百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第一百零二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

Q43 医歯薬系の博士課程（前期）への入学資格について、「外国において学校教育における18年の課程を修了した者」（I-2-ii③）という要件がありますが、これは当該者が大学において学修した分野を問わず、医歯薬系の博士課程への入学資格が認められるということでしょうか？

【 A 】 「外国において学校教育における18年の課程を修了した者」については、当該者が学修してきた分野について明示的な規定はありません。一方で、I-2-ii⑭では、「大学の医学・歯学・薬学・獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」とあり、分野が明示的に規定されています。この点、日本においては、医歯薬系博士課程への入学を希望する方は、基本的に医歯薬系の6年制課程を出ることが想定されているものであり、法令上特段の限定は設けていませんが、16年の課程を修了したのみの方については、医歯薬系の6年制課程を出ていないことが明らかであることから、その後「大学の医学・歯学・薬学・獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力」を求めているものです。

したがって、「外国において学校教育における18年の課程を修了した者」については、法令上、分野について制限をかけているものではないため、本要件を満たした方は、分野を問わず、大学院への入学資格が認められるものの、日本においては、医歯薬系の課程を修了していることが想定されているものであり、各大学において、入学の是非についてご判断ください。

Q44 海外の大学を卒業し、優秀な成績を収め、学士よりも優れた学位である名誉学士（Bachelor Honours Degree）等の学位を有する方は、博士課程（後期）への入学資格が認められますか？

【 A 】 外国で取得した学位によって大学院の入学資格を判断する場合、「外国において、修士または専門職学位に相当する学位を授与された者」（I-3②）に該当するかどうかポイントになります。

まずは、名誉学士（Bachelor Honours Degree）が日本における修士の学位に相当する学位に該当するかどうかを在日本の当該国の大使館等にご確認ください。その上で、明確な回答が得られなかった場合は、各国の教育水準認定機関において定めるQualifications Framework等において、修士（masters degree）と名誉学士（Bachelor Honours Degree）が同一の分類に該当するかどうかご確認ください。

例えば、オーストラリアでは、AQF（Australian Qualifications Framework）という教育水準認定機関により、当該国の高校、専門学校、大学、大学院などで取得できる資格について、学修の達成水準が段階的に分類されているところです。AQFの分類に基づくと、Bachelor Honours Degreeはレベル8に該当し、Masters Degree（修士）はレベル9に該当するため、達成水準が異なります。

そのため、オーストラリアの場合、Bachelor Honours Degreeは同国の修士号に相当する学位とは言えないため、当該学位を取得していたとしても博士課程（後期）の入学資格は認められません。

V. 入学資格の改正履歴・施行通知

V-1. 入学資格の主な改正履歴

昭和 22 年 学校教育法及び学校教育法施行規則の制定・公布
⇒大学入学資格および大学院入学資格について規定

昭和 23 年 昭和 23 年文部省告示第 47 号の公布
⇒大学入学に関し高等学校を卒業した者と同様以上の学力があると認められる者を指定

昭和 53 年 学校教育法施行規則の一部改正
⇒文部大臣の認定した在外教育施設の修了者を追加

昭和 54 年 昭和 23 年文部省告示第 47 号の一部改正
⇒国際バカロレア資格を追加

昭和 56 年 昭和 56 年文部省告示第 153 号の公布
⇒当該国の学力認定試験及び準備教育課程の指定

平成元年 学校教育法施行規則の一部改正
⇒大学院への「飛び入学」を制度化
平成元年 9 月 1 日 文高大第 259 号 (P44)

平成 6 年 学校教育法施行規則の一部改正
⇒大学院への「飛び入学」に外国で教育を受けた者を追加
平成 6 年 8 月 10 日 文高大第 320 号 (P45)

平成 7 年 昭和 23 年文部省告示第 47 号の一部改正
⇒アビトゥア資格（ドイツ）を追加

平成 8 年 昭和 23 年文部省告示第 47 号の一部改正
⇒バカロレア資格（フランス）を追加

平成 9 年 学校教育法施行規則の一部改正
⇒数学又は物理学の分野に限定して、大学への「飛び入学」を制度化

平成 11 年 学校教育法施行規則の一部改正

⇒大学院において、個別入学資格審査を追加

平成 11 年 8 月 31 日 文高大第 320 号 (P47)

平成 13 年 学校教育法の一部改正

⇒大学への「飛び入学」の対象分野を撤廃

平成 13 年 12 月 27 日 13 文科高第 1396 号 (P49)

平成 15 年 学校教育法施行規則等の一部改正

⇒日本における、外国の高等学校相当のインターナショナルスクールを指定

⇒日本における、国際的な評価団体（WASC、ECIS、ACSI）の認定を受けたインターナショナルスクールを追加

⇒大学において、個別入学資格審査を追加

平成 15 年 9 月 19 日 15 文科高第 391 号 (P55)

平成 16 年 学校教育法施行規則の一部改正

⇒外国大学日本校制度の創設

平成 17 年 3 月 30 日 16 文科高第 1035 号 (P58)

平成 21 年 ECIS が CIS に名称変更

平成 28 年 学校教育法施行規則等の一部改正

⇒大学院の入学資格に、外国の大学等で 3 年の課程修了+学士の取得を追加

⇒11 年の学校教育の課程として、ミャンマー連邦共和国の課程を指定

⇒GCEA レベル資格（イギリス）を有する者で 18 歳に達したものを追加

⇒国際的な評価団体（WASC, ACSI, CIS）の認定を受けたインターナショナルスクールに外国のものを追加

平成 28 年 3 月 31 日 27 文科高第 1189 号 (P64)

平成 31 年 昭和 56 年文部省告示第 153 号等の一部改正

⇒大学入学資格における年齢要件の一部撤廃

⇒11 年の学校教育の課程として、ロシア他 4 カ国の課程を追加

平成 31 年 2 月 22 日 30 文科高第 1089 号 (P67)

V-2. 入学資格に関する主な施行通知

※通知とページ番号の対応関係は P42-43 参照

●大学院設置基準の一部を改正する省令の施行等について（平成元年9月1日 文高大第259号）

このたび、別添一～三のとおり、大学院設置基準の一部を改正する省令（平成元年文部省令第三十四号）、学位規則の一部を改正する省令（平成元年文部省令第三十五号）及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成元年文部省令第三十六号）が平成元年九月一日に公布され、それぞれ同日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、個々の大学院の創意と工夫を奨励し、その責任と判断において、各学問分野の特質に応じた、また、それぞれの特徴を十分に発揮した多様な教育研究を実施し得る途を開くために大学院制度の弾力化を図るものであります。

これらの省令の要旨、留意点等は、左記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らい下さい。

記

第一 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部改正

（略）

第二 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部改正

（略）

第三 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部改正

一 大学院（修士課程及び博士前期課程）の入学資格について

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十七条本文の規定により、大学院（医学又は歯学を履修する博士課程を除く。）への入学資格に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、大学に三年以上在学し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者を定めたこと（第七十条第一項関係）。

これは、研究者として優れた資質を有する者に早期から大学院教育を実施する途を開く趣旨であること。

(二) 大学院においては、当該認定に当たって、その専攻分野に応じて、大学において修得することが必要な科目と単位数を定めるなど、この措置に伴い必要と考えられる認定手続等について、学内規程を整備しておくこと。

(三) なお、この規定により大学院への入学資格を認めるに当たっては、種々の国家試験等の資格試験の受験資格で大学の学部を卒業していることを要件としているものもあるので、あらかじめこのことについて学生に周知するなど適切に配慮すること。

二 博士後期課程の入学資格について

- (一) 社会人の再教育を積極的に推進するため、学校教育法第六十七条ただし書の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、文部大臣の指定した者を加えたこと（第七十条の二関係）。
- (二) この規定に基づき、別添四の平成元年文部省告示第百十八号により、「大学を卒業した後、大学、研究所等において、二年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」を指定したこと。

第四 その他

(略)

別添一～三 (略)

●学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（平成6年8月10日 文高大第320号）

このたび、別添一のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成六年文部省令第三十四号）」が平成六年八月十日に公布され、同日から施行されました。また、別添二及び三のとおり平成六年文部省告示第百二十二号及び第百二十三号が平成六年八月十日に告示されました。

今回の改正の趣旨は、大学院の入学資格の弾力化について、国際化の進展等の状況を踏まえ、外国の大学に関する取扱いを明らかにするものです。

これらの省令及び告示の要旨、留意点等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らいください。

記

1 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部改正

- (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十七条本文の規定により、大学院（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程を除く。）への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、外国において学校教育における十五年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と認めた者を定めたこと（第七十条第一項第四号関係）。

これは、研究者として優れた資質を有する者に早期から大学院教育を実施する途を開く趣旨であること。

- (2) 大学院においては、当該認定に当たって、その専攻分野に応じて、大学において修得することが必要な科目と単位数を定めるなど、この措置に伴い必要と考えられる認定手続等について、学内規程を整備しておくこと。
- (3) また、外国の大学においては、履修及び評価の形態は、我が国の大学の場合と異なることが少なくないので、その実態に応じて適切な方法により、我が国の単位に換算するものとする。
- (4) なお、この規定により大学院への入学資格を認めるに当たっては、種々の国家試験等の資格試験の受験

資格で大学の学部を卒業していることを要件としているものもあるので、あらかじめこのことについて学生に周知するなど適切に配慮すること。

- (5) 大学教育修了までの学校教育の課程が十五年である国において大学教育を修了した者については、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めれば、改正後の第七十条第一項第四号の規定により、大学院への入学資格があるものと認められること。

ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められない場合には、従前通り、大学教育修了後、日本国内又は国外の大学若しくは大学共同利用機関等これに準ずる研究機関において、研究生、研究員等として相当期間（おおむね一年以上とする。）研究に従事しており、二十二歳に達した者について、大学院において我が国の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認める場合に、大学院への入学資格があるものと認められること。この場合には、

ア 大学教育修了後の研究歴については、当該国内外の大学等が発行した証明書等により確認すること

イ 学力の認定は、個々人について行うこと

ウ この学力の認定は入学者選抜とは別個のものであるから、入学者選抜は別途適切に行うこと

に留意すること。（「外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者の指定並びに大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定の一部の改正等について」（昭和五十六年十月三日文大大第二百十三号大学局長名通知）参照。）

2 平成元年文部省告示第百十八号の一部改正

社会人の再教育を積極的に推進するため、学校教育法第六十七条ただし書の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部大臣の指定した者として、外国において学校教育における十六年の課程を修了した後、大学、研究所等において、二年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者を指定したこと。

3 昭和三十年文部省告示第三十九号の一部改正

医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科においても社会人の再教育を積極的に推進するため、学校教育法第五十七条第二項又は第六十七条本文の規定により、これらへの入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部大臣の指定した者として、大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における十六年の課程を修了した後、大学、研究所等において二年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者を指定したこと。

別添 （略）

●学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（平成11年8月31日 文高大第320号）

このたび、別添一のとおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が平成十一年八月三十一日文科省令第三十四号をもって公布され、同日から施行されました。また、別添二のとおり、平成十一年文科省告示第六十号が告示され、同日から適用されました。

今回の改正の趣旨は、学術研究の推進と、研究者や高度な専門的知識・能力を有する人材の養成を担う大学院に対する社会の多様な要請にこたえ、大学院の教育研究の質の更なる向上を図るため、学校教育制度における制度的な接続を基本としつつ、大学院で学ぶ意欲と能力を有する者に広く大学院教育を受ける機会を提供しようとする大学院への入学資格の弾力化を図るものです。

これらの省令及び告示の要旨、留意点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

なお、「大学院入学者選抜実施要項について」（昭和四十六年七月十二日文大大第四百四十四号）の改正については、現在検討中であり、追って通知することとしておりますので念のため申し添えます。

記

第一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文科省令第十一号）の一部改正

- 一 大学の医学、歯学又は獣医学（以下「医学等」という。）を履修する課程に四年以上在学し、又は外国において学校教育における医学等を履修する課程を含む十六年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者に、医学等を履修する博士課程への入学資格を認めること。（第七十条第一項第五号関係）
 - (一) 従来、医学等を履修する課程を除き、学部を卒業していない者であっても、大学に三年以上在学（外国において学校教育における十五年の課程を修了した場合を含む。）し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと大学院において認めたものについては、当該大学院への入学資格が認められてきたが、今回の措置は、医学等を履修する課程についても、これに準じて、研究者として優れた資質を有する者に早期から大学院教育を実施する道を開く趣旨であること。
 - (二) 医学等を履修する課程の大学院においては、当該認定に当たって、その専攻分野に応じて、大学において修得することが必要な科目と単位数を定めるなど、この措置に伴い必要と考えられる認定手続等について、学内規定を整備しておくこと。
 - (三) なお、この規定により大学院への入学資格を認めるに当たっては、学部段階の医学等の教育内容が基本的には医師、歯科医師又は獣医師（以下「医師等」という。）の免許を取得させることを目的として構成されていることなどを踏まえ、学生の志向や能力、適性等を慎重に判断し、適切な運用が図られるよう留意するとともに、進路変更等により医師等の免許を取得することを希望する者に対しては学部への編入学を認めることとするなど、柔軟な対応に配慮すること。
- 二 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に達したものに、大学院への入学資格を認めること。（第七十条第一項第六号関係）

- (一) 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者等であっても、各大学院における個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で二十二歳に達したものについては、当該大学院の入学資格を認めることができることとするものであること。
- (二) 「個別の入学資格審査」は、個々人について行うものとし、その具体的な方法、評価基準、実施時期、手続等については各大学院において適切に定め、適当な方法により公表する必要があること。この認定は入学者選抜とは別個のものであるから、入学者選抜は別途適切に行うこと。
また、この認定は各大学院の判断により行うものであって、認定を行った大学院にのみその効力が及ぶものであること。
- (三) 大学院入学者の多様化による大学院の教育研究水準の低下を招くことのないよう、各大学院における認定が、本来の趣旨に沿って適切に運用されるよう配慮すること。
- (四) 今回の措置は、大学学部段階における教育内容等の多様化や大学院の教育研究の特性などを踏まえ、入学資格について各大学院において個別的な取扱いが可能となるよう講ずるものであること。これに対し、大学入学資格については、学部段階の教育が初等中等教育段階における学習指導要領を踏まえた体系的なカリキュラムに基づく基礎的な学力の修得を基礎に展開されるものであることなどから、その修得がなされているか否かの判断について高等学校の卒業又は公的な試験の合格など統一的な取扱いをすることが求められることを考慮すると、大学院入学資格と同様に各大学において個人の能力の個別審査により入学資格を認めることは適当ではないことから、今回の改正と同様の措置は講じないものであること。
- (五) 学校教育法施行規則第七十条第一項第七号（改正前の第五号）については、学校制度が旧制度から新制度に移行する際に、法令上明確に規定することが實際上困難な旧制度の学校の在学者等を救済するため措置されたものであり、今回の弾力化によりその趣旨に何ら変更を生じるものではないこと。このことは、同規則第六十九条第六号についても同様であること。

三 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達したものに、博士課程の後期三年の課程への入学資格を認めること。（第七十条の二関係）

- (一) 「個別の入学資格審査」については、上記二に準じて扱うものとする。
- (二) 学校教育法施行規則第七十条の二第四号（改正前の第三号）の規定の趣旨については、上記二(五)と同様であること。

四 この省令は、公布の日（八月三十一日）から施行すること。

第二 「大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十八年文部省告示第五号）の一部改正

- 一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第一四七号）による養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で二十二歳に達したものに、大学院への入学資格を認めること。

- (一) 専修学校、各種学校、旧国立養護教諭養成所等の卒業生で、その後の実務経験と大学における所定の単位修得等により、教職員免許法による養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で二十二歳に達したものについても、大学院への入学資格を認めるものであること。
- (二) このことに伴い、従来から規定されていた教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者の大学院入学資格についても、「大学（短期大学を含む。）に二年以上在学し、六十二単位以上修得」することを要しないこととなること。

二 本告示は、八月三十一日から適用すること。

●学校教育法施行規則の一部改正等について（平成13年12月27日 13文科高第1396号）

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年文部科学省令第八十号。以下「改正規則」という。）」並びに「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成十三年文部科学省令第八十一号）」、「平成十三年文部科学省告示第百六十七号（高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件）」及び「平成十三年文部科学省告示第百六十八号（学校教育法施行規則第六十九条第五号の要件を定める件を廃止する件）」が平成十三年十一月二十七日に公布されました。

これらの省令及び告示の概要並びに留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺憾のないようにお取り計らい下さい。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の学校、学校法人及び準学校法人並びに関係市町村教育委員会へ周知いただくようお願いいたします。

記

第一 学校教育法施行規則の一部改正について

一 改正の趣旨

今回の改正は、第百五十一回国会において学校教育法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五号）が成立し、大学及び大学院への飛び入学に係る改正が行われたこと（同法第五十六条第二項及び第六十七条第二項関係）を受けて行ったものであること。

二 大学への飛び入学関係

（一）改正の概要及び留意点

ア 飛び入学により入学した学生の転学等について（学校教育法施行規則第六十九条第五号関係）

- （ア） 大学へ飛び入学により入学した学生については、飛び入学を実施した大学において責任をもって指導することが基本であるが、やむを得ない事情等により他大学へ転学等する場合には、当該者を転学等により受け入れる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた場合には、大学入学資格を認めること。

(イ) 飛び入学により入学した学生を転学等により受け入れる大学が大学における教育を受けるにふさわしい学力があるか否かを判断するに当たっては、当該学生の大学における学習の実績を評価し、その学力を判断することが基本となると考えられること。なお、当該学力は、飛び入学の際に求められる特定の分野における特に優れた資質ではないこと。

イ 飛び入学制度の適切な運用について（学校教育法施行規則第六十九条の二関係）

(ア) 飛び入学を実施する大学は、出願者が特に優れた資質を有するか否かを判断するに当たっては、当該出願者が在学する高等学校等の校長、あるいは学校以外の場で活躍している出願者についてはその指導者など出願者の資質を知り得る者からの推薦を求めるなど、特に優れた資質を有するか否かを適切に判断すること。

(イ) 推薦は、出願者本人の同意の下に、大学が定める分野における特に優れた資質に関して行われるものであり、推薦に当たっては、大学関係者と高等学校関係者等との積極的な意見交換又は連携に努めること。その際、高等学校の校長等が外部の専門家等の助言又は協力を得て推薦を行う等、多様な工夫があり得ること。

(ウ) この他、飛び入学を実施する大学は、出願者が特に優れた資質を有するか否かを判断するに当たっては、通常の学力試験によらず、面接、小論文等を組み合わせるなどの適切かつ丁寧な方法によるなど、制度が適切に運用されるように工夫すること。

ウ 飛び入学についての自己点検・評価について（学校教育法施行規則第六十九条の三関係）

大学の教育研究活動等の状況について自己点検・評価及びその結果の公表が義務づけられている（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二条）が、制度の透明性を高め、その適切な運用を確保する観点から、飛び入学制度の運用状況についても、各大学が自己点検・評価を行い、その結果を公表しなければならないことを明確化したこと。

エ 学校教育法第五十六条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数について（学校教育法施行規則第六十九条の四関係）

大学への飛び入学の要件は、高等学校に二年以上在学したこととすること。

オ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者について（学校教育法施行規則第六十九条の五関係）

(ア) 学校教育法第五十六条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次のように定めること。

中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に二年以上在学した者（第一号関係）

外国において、学校教育における九年の課程に引き続く学校教育の課程に二年以上在学した者（第二号関係）

文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に二年以上在学した者（第三号関係）

文部科学大臣が指定した者（第四号関係）

大学入学資格検定規程（昭和三十六年文部省令第十三号）第四条に定める受検科目（資格検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）のすべてについて合格

点を得た者で、一七歳に達したもの（第五号関係）

（イ） 配慮事項

文部科学大臣が認定した在外教育施設については、文部事務次官通知（平成三年十一月十四日文教海第百五十五号）を参照されたいこと。

大学入学資格検定に関しては、改正後の学校教育法第五十六条第二項及び同法施行規則第六十九条の五第五号により大学に入学が認められる者について、大学入学資格検定規程第八条における取扱いに変更を加えるものではないこと。

カ 飛び入学により入学した学生が専修学校の専門課程に入学することについて（学校教育法施行規則第七十七条の五関係）

（ア） 大学へ飛び入学により入学した学生について、当該者が専修学校の専門課程に入学する場合に、当該者を受け入れる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた場合には、専修学校の専門課程の入学資格を認めること。

（イ） 飛び入学により入学した学生を受け入れる専修学校が高等学校を卒業した者に準ずる学力を有するか否かを判断するに当たっては、当該学生の高等学校等における単位の取得状況や成績、大学における学習の実績等により判断すること。

（二）留意事項

ア 適切な運用の確保について

飛び入学は、一人一人の能力・適性に応じた教育を進める観点から特定の分野で特に優れた資質を有する者に早期に大学入学の機会を与え、その才能の一層の伸長を図ろうとする制度であること。したがって、各大学においては、学生の早期確保のための単なる手段として飛び入学制度を利用することのないよう、また受験競争の激化などを引き起こすことがないよう制度の趣旨に沿った適切な運用に努めること。

イ 特に優れた資質について（学校教育法第五十六条第二項関係）

「特に優れた資質」とは、特定の分野で他に抜きん出て優れた才能であること。これは、分野により異なるが、例えば、総合化する思考力、構想力、斬新な発想や独創的な考えを提起する力、理解の早さ又は意欲の強さなどの点において極めて高い能力を有することなどが考えられること。

ウ 大学の定める分野について（学校教育法第五十六条第二項関係）

飛び入学の対象分野については、各大学ごとにその教育研究上の理念、実績及び指導体制等を考慮して適切に判断すること。

エ 飛び入学の対象分野に関する教育研究が行われている大学院について（学校教育法第五十六条第二項関係）

飛び入学を実施する大学においては、飛び入学の対象分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていることが必要であり、募集を行う学部等と当該対象分野に関する教育研究を行う大学院研究科等とは、教育研究上又は教員組織上の密接な連携関係を有していること。

オ 教育研究上の実績及び指導体制について（学校教育法第五十六条第二項関係）

飛び入学を実施する大学は、教育研究上の実績及び指導体制を有することが必要であり、以下のようない実績及び体制を有していること。

特定の分野における特に優れた資質を伸長するため、適切なカリキュラムを編成するとともに、必要な教員が確保されており、十分な指導体制が整っていること。

飛び入学により入学した学生が、様々な分野での基礎的な内容を必要に応じ学習することが可能であるようなカリキュラム及び指導体制が整っていること。

学生に対する助言体制又は相談体制が整備されていること。

円滑に学位が授与されているなど充実した教育研究活動が行われていること。

募集を行う学部等から大学院への進学の実績があること。

カ 受入体制の整備について

飛び入学を実施する大学においては、入学後の履修方法及び他学部等へ転学部等をさせる上で必要と考えられる事項などについての所要の規程整備等を含めた学内の受入体制の整備をあらかじめ図ること。

キ 学生の募集について

毎年度、募集要項等において、対象者、選抜方法、実施時期、募集人員等について公表すること。なお、募集人員については、既存の定員の内数とし、募集区分を明示した上で、具体的な人員を明記せず、若干名などとして募集を行うことが適当であること。その際、制度の趣旨にふさわしい該当者がいない場合には、募集人員を充足することを要しないものであること。

なお、選抜の実施時期については、高等学校等の教育に及ぼす影響に配慮して、入学願書の受付を十一月一日以降とすること。

ク 大学と高等学校等との連携について

飛び入学を実施する大学においては、飛び入学制度の運用の在り方について、大学関係者や高等学校関係者等による意見交換の場を設けるなどして、その在り方の見直しに努めること。

また、一人一人の多様で特色ある能力や個性の伸長を図る観点からも、公開講座の開設や科目等履修制度の活用など、大学と高等学校等との連携の促進に努めること。

ケ 飛び入学により入学した学生の取扱いの周知について

飛び入学により入学した学生は、高等学校等を中途退学して大学に入学するという取扱いとなるものであり、飛び入学を実施する大学において、あらかじめこのことについて出願者に周知するなど適切に配慮すること。

(三) 実施計画及び実施状況の報告について

飛び入学を実施する大学は、毎年度、当該年度入学者選抜における飛び入学の実施状況を別紙一の様式により四月末日までに、翌年度の飛び入学の実施計画を別紙二の様式により九月末日までに、文部科学省高等教育局大学課に提出されたいこと（十月以降に飛び入学を新たに実施することを決定した大学は、速やかに別紙二の様式により、同課に提出されたいこと）。

なお、提出された報告書は、文部科学省において一般に公表することを予定しており、したがって、プライバシーに十分配慮して記述されたいこと。

三 大学院への飛び入学関係

(一) 改正の概要及び留意点

ア 飛び入学により入学した学生の転学等について（学校教育法施行規則第七十条第五号関係）

大学院へ飛び入学により入学した学生について、当該者が他の大学院へ転学等をする場合には、当該者を転学等により受け入れる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた場合には、大学院入学資格を認めること。

イ 飛び入学制度の適切な運用について（学校教育法施行規則第七十条の三関係）

飛び入学を実施する大学は、出願者が修得しなければならない単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるように配慮すること。特に、他大学出身者等についても広く出願の機会が与えられるように配慮すること。

ウ 飛び入学についての自己点検・評価について（学校教育法施行規則第七十条の四関係）

大学院の教育研究活動等の状況について自己点検・評価及びその結果の公表が義務づけられている（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第一条の二）が、制度の透明性を高め、その適切な運用を確保する観点から、飛び入学制度の運用状況についても、各大学が自己点検・評価を行い、その結果を公表しなければならないことを明確化したこと。

エ 学校教育法第六十七条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数について（学校教育法施行規則第七十条の五関係）

大学院への飛び入学の要件は、大学に三年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学、歯学又は獣医学を履修する課程に四年）以上在学したこととすること。

オ 大学に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者について（学校教育法施行規則第七十条の六関係）

学校教育法第六十七条第二項の規定により、大学に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次のように定めること。

外国において学校教育における十五年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了した者

外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十五年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了した者

（二）留意事項

飛び入学により入学した学生は、大学を中途退学して大学院に入学するという取扱いとなるものであり、飛び入学を実施する大学院において、あらかじめこのことについて出願者に周知するなど適切に配慮すること。

四 改正規則附則関係

（一）施行期日（改正規則附則第一条関係）

改正規則は、平成十四年四月一日から施行するものであること。

（二）経過措置（改正規則附則第二条及び第三条関係）

ア 改正前の学校教育法施行規則第六九条第五号の規定により大学へ飛び入学により入学した学生の大学入学資格に関する取扱いについては、なお従前の例によること。

イ 改正前の学校教育法施行規則第七〇条第五号及び同条第六号の規定により大学院へ飛び入学により入学した学生の大学院入学資格に関する取扱いについては、なお従前の例によること。

(三) その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 大学通信教育設置基準の一部改正について

学校教育法の一部改正に伴い、通信による教育を行う学部に関し、所要の規定の整備を行うこと。

第三 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件について

ア 概要

学校教育法施行規則第六十九条の五第四号の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次のように指定したこと。

文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程の修業年限三年以上の課程に文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者（第一号関係）

高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部等に通算して二年以上在学した者（第二号関係）

外国において、学校教育における一二年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、十七歳に達したもの（第三号関係）

国際バカロレア資格、アビトゥア資格及びバカロレア資格を有する者で、十七歳に達したもの（第四号、第五号及び第六号関係）

イ 配慮事項

外国において十二年の学校教育の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に準ずるものについては、文部省大学局長通知（昭和五十六年十月三日文大大第二百十三号）を参照されたいこと。

文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程については、文部省高等教育局長通知（昭和六十年十月二十八日文高大第二百六十一号）を参照されたいこと。

第四 学校教育法施行規則第六十九条第五号の要件を定める件を廃止する件について

「平成九年文部省告示第百四十三号（学校教育法施行規則第六十九条第五号の要件を定める件）」を廃止すること。

別添（略）

●学校教育法施行規則の一部改正等について（平成15年9月19日 15文科高第391号）

このたび、別添一のとおり「昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）の一部を改正する件」（平成十五年文部科学省告示第百五十一号）が、別添二のとおり「昭和二十三年文部省告示第四十七号（大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件）の一部を改正する件」（平成十五年文部科学省告示第百五十二号）が、平成十五年九月十九日に告示され、同日に適用されることとなりました。また、別添三のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第四十一号）」が同日に公布され、同日に施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、教育の国際化等の観点や、社会人や様々な学習歴を有する者の大学及び専修学校の専門課程への入学機会の拡大等を図る観点から、我が国の学校教育制度における制度的な接続を基本としつつ、大学及び専修学校の専門課程への入学資格の弾力化を図るものです。

これらの省令及び告示の概要並びに留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らい下さい。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の学校、学校法人及び準学校法人並びに関係市町村教育委員会へ周知いただくようお願いいたします。

記

第一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第一号関係

（昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）の一部を改正する件（平成十五年文部科学省告示第百五十一号）について）

- 一 大学入学資格に関し、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずるものとして、次の者を加えたこと。（第三号関係）

我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものに限る。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（別表第二）の当該課程を修了した者で、十八歳に達したものの。

※ 別表第二については、別添一を参照されたいこと。

- 二 本告示の適用日前に当該課程を修了した者についても、入学資格が認められること。
- 三 別表第二の教育施設については、今後追加することがあり得ること。
- 四 なお、教育施設の課程が十二年未満のものであっても、当該課程が外国の十二年未満の学校の課程と同等として位置付けられているものであれば、当該教育施設の課程を修了後、準備教育課程を修了し、十八歳に達した者については、今後、文部科学省告示の改正を行い、大学入学資格を認める予定であること。

第二 学校教育法施行規則第六十九条第三号関係

（昭和二十三年文部省告示第四十七号（大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認

められる者を指定する件)の一部を改正する件(平成十五年文部科学省告示第百五十二号)について)

一 大学入学資格に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、次の者を指定したこと(第二十四号関係)

外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であって、その教育活動等について、

- ① アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(WASC)、
 - ② 同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(ACSI)又は
 - ③ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるヨーロッパ・カウンスル・オブ・インターナショナル・スクールズ(ECIS)
- の認定を受けたものに置かれる十二年の課程を修了した者で、十八歳に達したもの。

二 現時点で、上記一の①から③の団体のいずれかにより認定を受けている我が国に設置された教育施設は、参考資料一のとおりであること。

三 各大学においては、入学を希望する者が修了した又は修了見込みである教育施設が、上記一の①から③の団体のいずれかにより認定を受けていることについて、当該教育施設が証明する書類などにより確認することが必要であること。

四 本告示の適用日前に、上記一の①から③の団体のいずれかにより認定を受けた当該教育施設の課程を修了した者についても大学入学資格が認められること。

第三 学校教育法施行規則第六十九条第六号関係

(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第一一号)の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第四十一号)について)

一 大学入学資格を認める者として、学校教育法施行規則第六十九条第一号から第五号に掲げる者のほか、各大学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したものについて、当該大学の大学入学資格を認めること。

二 個別の入学資格審査の実施に当たっては以下の点に留意されたいこと。

(1) 個別の入学資格審査に当たっては、

- (a) 専修学校や各種学校などにおける学習歴や、大学の科目等履修生としての単位の取得などの個人の学習歴
- (b) 社会における実務経験や取得した資格

などに基づいて、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査すること。

(2) 個別の入学資格審査にあたっては、適切な審査体制を設けるとともに、個人の学習歴等を明らかにする書類等に基づいて行うなど適切な審査方法によること。

これらの審査体制、審査方法については、適当な方法により公表すること。

(3) 各大学においては、個別の入学資格審査が、社会人や様々な学習歴を有する者の大学への入学機会の拡大という今回の改正の趣旨に沿ったものとなるよう、また、大学の教育水準の低下を招くことのないよう、十分配慮すること。

(4) 個別の入学資格審査による認定は、入学者選抜とは別個のものであること。

三 個別の入学資格審査の申請期間及び審査期間については、以下の点に留意し、各大学において適切に設定すること。

(1) 各大学において実施する入学者選抜の出願受付前までに、個別の入学資格審査による認定を行うことができるように申請の受付及び審査を行うこと。

(2) 大学入試センター試験を利用（又は利用を予定）する大学にあっては、大学入試センターにおいて同試験の出願には個別の入学資格審査による認定を受けたことを証する書類の提出を必要としていることから、同試験の出願受付前に、個別の入学資格審査による認定及び認定を受けたことを証する書類の交付を行うことができるよう、申請の受付及び審査を行うこと。

ただし、この場合、大学入試センター試験の結果等を考慮して志望大学を変更する場合等も考えられることから、各大学においては、同試験の出願受付後においても、適宜、個別の入学資格審査のための申請の受付及び審査を行うなど、適切に配慮すること。

(3) なお、平成十六年度大学入試センター試験の出願に限り、大学入試センターにおいては、各大学の個別の入学資格審査による認定がなくても、「各大学の個別の入学資格審査に申請中（又は申請予定）である旨の自己申告書及び平成十六年三月三十一日までに十八歳に達することを証明する書類」を添付すれば、同試験の出願を可能としていること（参考資料二参照）。

このため、平成十六年度大学入学者選抜においては、大学入試センター試験を利用する大学にあっては、上記(2)にかかわらず、各大学において実施する入学者選抜の出願受付前までに、個別の入学資格審査による認定を行えば差し支えないこと。

四 個別の入学資格審査は各大学の判断により導入し実施するものであり、認定の効力は、当該大学にのみ及ぶものであること。

なお、実際の運用に当たっては、学部・学科等ごとに個別の入学資格審査を行うことも差し支えないこと。

五 今回の改正に伴い、改正前の学校教育法施行規則第六九条第六号の対象とされていた者は、改正後の同条第六号の対象になり得るものであること。なお、大学院入学資格についても、改正前の学校教育法施行規則第七十条第七号又は第七十条の二第五号の対象とされていた者は、それぞれ改正後の学校教育法施行規則第七十条第六号又は第七十条の二第四号の対象になり得るものであること。

第四 学校教育法施行規則第七十七条の五第三号関係

（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第四十一号）について）

専修学校の専門課程の入学資格に関し、学校教育法第五十六条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）、又は学

学校教育法施行規則第六十九条第一号から第四号までの各号の一に該当する者若しくは同規則第七十七条の五第一号及び第二号に掲げる者のほか、各専修学校において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で十八歳に達したものについては、当該専修学校の専門課程の入学資格を認めること。

この個別の入学資格審査については、上記第三に準じて扱うものとする。

第五 施行日等

- 一 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第四十一号）は公布の日（平成十五年九月十九日）から施行すること。
- 二 昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程と同等の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）の一部を改正する件（平成十五年文部科学省告示第百五十一号）及び昭和二十三年文部省告示第四十七号（大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件）の一部を改正する件（平成十五年文部科学省告示第百五十二号）は、ともに公布の日（平成十五年九月十九日）から適用すること。

別添 （略）

参考資料 （略）

●学校教育法施行規則等の一部改正について（平成 17 年 3 月 30 日 16 文科高第 1035 号）

昨年十二月十三日に、別添一のとおり「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年文部科学省令第四十二号）」が公布され、外国大学日本校に関する規定については同日に施行され、我が国の大学の海外校に関する規定については平成十七年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、高等教育の国境を越えた展開に対応し得るよう、学習機会の国際化及び我が国の大学の国際展開の観点から、いわゆる外国大学日本校のうち当該外国の学校教育制度において当該外国大学の一部と位置付けられているものについて当該外国大学に準じて取扱うこととするとともに、我が国の大学が外国において教育活動を行う場合、大学設置基準等を満たしたものについては我が国の大学の一部と位置付けることを可能とするため制度を整備するものです。

この省令の概要並びに留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らい下さい。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の学校、学校法人及び準学校法人並びに関係市町村教育委員会へ周知いただくようお願いいたします。

記

第一 外国大学日本校関係

一 大学院等入学資格について

1 概要

- (1) 大学の専攻科又は大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者を加えたこと。（学校教育法施行規則第七十条第一項第四号関係）
- (2) 短期大学の専攻科への入学に関し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者を加えたこと。（学校教育法施行規則第七十条第二項第五号関係）
- (3) 大学院への入学に関し、修士の学位又は学校教育法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者を加えたこと。（学校教育法施行規則第七十条の二第三号関係）
- (4) 学校教育法第六十七条第二項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者として、我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十五年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者を加えたこと。（学校教育法施行規則第七十条の六第三号関係）
- (5) 高等専門学校専攻科への入学に関し、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者を加えたこと。（学校教育法施行規則第七十二条の五第五号関係）。

2 留意事項

- (1) 対象となる外国大学日本校は、文部科学大臣が指定した教育施設に限られること。追って該当する各教育施設の名称、位置等を告示にて指定することとしており、指定した場合にはその旨通知することとしていること。

なお、文部科学大臣が指定する教育施設に関する手続等は、別添二のとおり、平成十六年十二月二十日に施行された「外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度

において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程」(平成十六年文部科学省告示第一七六号)において定めていること。(以下、二～四において同じ。)

- (2) 外国の大学、大学院又は外国の短期大学とは、当該外国の学校教育制度上の大学、大学院又は短期大学(我が国の大学、大学院又は短期大学に相当する教育機関)であつて、基本的に、当該外国の学校教育制度上の学位又は称号を卒業者に授与する権限を有していることが必要であること。また、当該外国において、制度上及び社会的に大学、大学院又は短期大学と認められるためには適格認定評価制度(アクレディテーション)による適格認定が必要とされている場合には、当該適格認定を受けていることが必要であること。

なお、かかる解釈は、学校教育法施行規則、大学設置基準等の他の規定における外国の大学、大学院及び外国の短期大学にも同様に当てはまること。

- (3) 本省令の施行日以前に当該課程を修了した者についても、入学資格が認められること。

二 編入学について

1 概要

外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法五十六条第一項に規定する者に限る。)は、大学(学校教育法第五十二条の大学。以下同じ。)に編入学することができること。この場合も、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として当該大学に編入学することができること。(学校教育法施行規則第七十条の七第二項関係)

2 留意事項

- (1) 本規定に基づいて編入学する場合であっても、大学に入学することとなることから、学校教育法五十六条第一項の定める大学入学資格を有することが必要であること。すなわち、本規定は、同項の定める大学入学資格の特例を定めたものではなく、同項の定める大学入学資格を有していない者は、我が国の大学に編入学することができないこと。
- (2) 外国の短期大学を卒業した者は、従来より、大学へ編入学することは可能であり、改正後の学校教育法施行規則第七十条の七の規定中、外国の短期大学を卒業した者に関する規定の部分は確認的に規定したものであつて、本学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が施行された後も、これらの者については従前と変わらず編入学することができること。
- (3) 本省令の施行日以前に当該課程を修了した者についても、編入学することができること。

三 転学について

1 概要

我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者

(大学及び短期大学にあつては学校教育法第五十六条第一項に規定する者に、大学院にあつては同法第六十七条第一項に規定する者に限る。)は、転学しようとする大学、大学院又は短期大学の定めるところにより、それぞれ当該大学、大学院又は短期大学に転学することができること。(学校教育法施行規則第七十条の八関係)

2 留意事項

- (1) 改正後の学校教育法施行規則第七十条の八の規定は、入学資格の特例を設けたものではなく、大学、大学院又は短期大学に転学するためには、それぞれの入学資格を有することが必要であること。
- (2) 外国の大学、大学院又は短期大学に在学した者は、従来より、それぞれ我が国の大学、大学院又は短期大学に転学することは可能であったところであり、本学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が施行された後も、これらの者については従前と変わらず転学することができること。
- (3) 本省令の施行日以前に当該課程に在学した者についても、転学することができること。

四 単位互換について

1 概要

- (1) 大学は、学生が、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位についても、教育上有益と認めるときは、当該大学の定めるところにより、六十単位を越えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。(大学設置基準第二十八条第二項関係)
- (2) 短期大学は、学生が、外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位についても、教育上有益と認めるときは、当該短期大学の定めるところにより、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位)を越えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。(短期大学設置基準第十四条第二項関係)
- (3) 専門職大学院は、学生が、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位についても、教育上有益と認めるときは、当該専門職大学院の定めるところにより、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を越えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。(専門職大学院設置基準第十三条第二項)。

2 留意事項

- (1) 専門職大学院以外の大学院については、大学院設置基準第十五条において、大学設置基準第二十八条第二項が準用されており、大学院は、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育

制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位についても、教育上有益と認めるときは、当該大学院の定めるところにより、十単位を越えない範囲で当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。

- (2) 本省令の施行前に修得した単位についても、当該大学等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。

第二 我が国の大学の海外校関係

一 外国に組織を新たに設けることに関する規定の新設について

1 概要

大学、大学院及び短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に、学部、学科、研究科、専攻その他の組織の一部を設けることができること。(大学設置基準第四十三条、大学院設置基準第三十三条、短期大学設置基準第三十六条関係)。

なお、専門職大学院についても、専門職大学院設置基準第二十六条第一項に基づき、改正後の大学院設置基準第三十三条が適用されるため、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に、研究科、専攻その他の組織の一部を設けることができること。

2 留意事項

- (1) 改正前の大学設置基準等においては、大学等が、外国において授業を履修させること(大学設置基準第二十五条第三項前段)等、外国において教育研究活動を行うことは可能であった一方、我が国の大学が学部等の組織を外国に設けることを想定していなかったところであり、今回の措置は、これについて要件等を定め可能とするものであること。

なお、大学等の設置者が、外国において、学部、研究科、学科等の組織としてではなく、例えば語学研修施設等として教育施設を設置する場合については、従来通り、今回新設された規定に基づくことなく、これを設置することができること。

- (2) 外国に設ける組織についても、大学設置基準又は短期大学設置基準により必要とされる専任教員、校地、校舎及び施設を備えるものであることが必要であること。

なお、当該組織の設置後においても、校地、校舎等の変更については、大学設置基準等上の基準面積を超えて整備されたものも含め、改正後の学校教育法施行規則第二条第六号の規定により、文部科学大臣への届出が必要となるものであること。

- (3) 文部科学大臣が定めることとされている事項については、追って告示において定めることとしていること。

二 組織の位置変更に係る届出について

1 概要

- (1) 私立の学校の設置者は、その設置する大学について、大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときには、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと。(学校教育法施行規則第二条第三号

関係)

(2) (1)の届出は、届出書に、次の事項を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならないこと。(学校教育法施行規則第六条の二関係)

①事由

②名称

③位置

④学則の変更事項

⑤経費の見積り及び維持方法

⑥変更の時期

2 留意事項

(1) 外国に大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織を設ける場合、国内においてこれらの組織を設ける場合に認可又は届出が必要な場合には、同じく認可又は届出が必要であること。学校教育法施行規則第二条第三号の規定の改正趣旨は、大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときについても届出を必要とするものであること。

(2) 改正後の学校教育法施行規則第二条第三号の届出については、実際に位置の変更を実施する前に行う必要があること。

三 収容定員関係

1 概要

大学、大学院及び短期大学が、収容定員を定める場合において、外国に大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。こと。(大学設置基準第十八条、大学院設置基準第十条第二項、短期大学設置基準第四条第二項関係)

なお、専門職大学院についても、専門職大学院設置基準第二十六条第一項に基づき、改正後の大学院設置基準第十条第二項が適用されるため、収容定員を定める場合において、外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。こと。

第三 施行期日

第一の外国大学日本校関係については、本学校教育法施行規則等の一部を改正する省令公布日(平成十六年十二月十三日)施行であること。

第二の我が国の大学の海外校関係については、平成十七年四月一日施行であること。

別添 (略)

●学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(平成28年3月31日 27文科高第1189号)

このたび、別添のとおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 19 号）【別添 1】が、また、平成 28 年文部科学省告示第 74 号【別添 2】、同第 75 号【別添 3】、同第 76 号【別添 4】及び同第 77 号【別添 5】が、それぞれ平成 28 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、我が国として留学生を積極的に受け入れ、国際化を推進していく観点から、大学又は大学院の入学資格に関して、外国の学校教育における 12 年又は 16 年の課程の修了という要件の原則は維持しつつ、一定の要件を満たした場合には、外国の学校教育における 12 年又は 16 年に満たない課程を修了した者に対し、大学又は大学院の入学資格を付与すること等を定めるものです。

これらの法令改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願い計らいください。

記

第 1 改正の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 19 号）

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「規則」という。）第 155 条第 1 項に、外国の大学その他の外国の学校により、次の要件を満たす学士の学位に相当する学位を授与された者を追加し、我が国の大学院博士前期課程又は修士課程（医学、歯学、薬学又は獣医学のうち、その基礎となる学部の修業年限が 6 年であるもの（以下「医学等」という）に係る大学院にあっては博士課程）の入学資格を付与する。（第 155 条第 1 項第 4 号の 2 関係）

- ① 教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものを受けた外国の学校が授与したものであること
- ② 修業年限が 3 年（医学等に係る大学院の博士課程への入学については、5 年）以上である課程を修了することにより授与されるものであること

2 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和 56 年文部省告示第 153 号）の一部改正

規則第 150 条第 1 号の規定により、外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者に準ずる者に「外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを修了した者」を追加し、我が国の大学入学資格を付与する。（第 3 号関係）

3 高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準の新設（文部科学省告示第 75 号）

外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件第 3 号の規定に基づ

き、文部科学大臣が定める基準を新設し、次の①から③に掲げる内容を規定する。

- ① 当該課程の修了者が当該外国の学校教育における 11 年以上の課程を修了したとされるものであること
- ② 当該課程の修了者が大学に対応する当該外国の学校に入学することができるものであること
- ③ 高等学校の教科等に相当する教科等により編成される教育課程を有すると認められるものであること

4 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和 23 年文部省告示第 47 号）の一部改正

規則第 150 条第 4 号の規定により、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に、英国の大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格（General Certificate of Education Advanced Level (GCEA レベル) 資格。以下「A レベル資格」という。）を有する者で、18 歳に達したものを追加する。（第 23 号関係）

また、現行告示においては、外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であって、その教育活動等について、国際的な評価団体（ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（Western Association of Schools and Colleges。以下「WASC」という。）、アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（Association of Christian Schools International。以下「ACSI」という。）、カウンスル・オブ・インターナショナル・スクールズ（Council of International Schools。以下「CIS」という。）の認定を受けたものに置かれる 12 年の課程を修了した者で、18 歳に達したものに対して大学入学資格を付与しているところ、これらの評価団体から教育活動等に係る認定を受けた外国の教育施設に置かれる 12 年の課程を修了した者で、18 歳に達したものに対しても大学入学資格を付与する。（第 24 号関係）

5 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成 13 年文部科学省告示第 167 号）の一部改正

規則第 154 条第 5 号の規定により、いわゆる「飛び入学」の資格を有する者として文部科学大臣が指定するものに、英国の大学入学資格として認められている A レベル資格を有する者で 17 歳に達したものを追加する。（第 6 号関係）

第 2 留意事項

1 学校教育法施行規則の一部改正関係

- ① 各大学においては、入学を希望する者に係る外国の大学その他の外国の学校が本改正により定められた要件を満たすものであるかについて、当該外国の学校が授与する学位記その他の書類などにより確認する必要があること。
- ② 大学その他の学校の教育研究活動等の総合的な状況について、当該国の政府又は関係機関の認証を受けた者が評価を行う制度がない国については、該当する大学その他の学校により学士の学位に相当する

学位を授与された者の当該国以外の大学院を含めた大学院への進学状況、該当する大学その他の学校における外国大学との単位互換や共同学位などの国際的な連携の状況等を踏まえ、当該国の学位の我が国の学位との相当性を勘案し、必要に応じて別の告示において個別に対象となる国名及び学校種名を指定することを考えていること。

- ③ 本改正省令の施行日前に、外国の大学その他の外国の学校により今回の改正により定められた要件を満たす学士の学位に相当する学位を授与された者についても、大学院入学資格が認められること。

2 高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（文部科学省告示第75号）関係

外国の学校の課程の指定に当たっては、文部科学省より外国の大使館に対し本改正の内容に沿った学校の課程の有無について照会し、その状況を把握した上で、別の告示において対象となる国名及び学校種名を個別に指定する予定であること。

3 Aレベル資格関係

- ① 各大学においては、自大学のアドミッション・ポリシーに基づき、入学を希望する者に対して求めるAレベル資格の科目数や評価について定め、あらかじめ公表することが必要であること。
- ② 各大学においては、入学を希望する者がAレベル資格を有しているかについて、Aレベル資格の成績証明書やその他の書類などにより確認する必要があること。
- ③ 本改正告示の施行日前に、Aレベル資格を取得し年齢要件を満たす者についても、大学入学資格が認められること。

4 国際的な評価団体関係

- ① 各大学においては、入学を希望する者に係る教育施設がWASC、CIS、ACSIのいずれかにより認定を受けていることについて、当該教育施設が証明する書類などにより確認することが必要であること。
- ② 本改正告示の施行日前に、WASC、CIS、ACSIのいずれかにより認定を受けた教育施設の課程を修了した者についても、大学入学資格が認められること。

5 高等学校（大学）卒業に対応する諸外国の教育課程の年数について

高等学校（大学）卒業に対応する諸外国の教育課程の年数に関する情報のうち、文部科学省において把握しているものは【別添6】のとおりであるので適宜参考とされたいこと。（なお、各国において随時教育制度の見直しが行われており、必ずしも最新の情報でない場合があり得ること。）

別添一～六（略）

- 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する告示

の施行について（通知）（平成 31 年 2 月 22 日 30 文科高第 1089 号）

この度、別添 1 のとおり「外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する件」（平成 31 年文部科学省告示第 10 号）が、別添 2 のとおり「高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件の一部を改正する件」（平成 31 年文部科学省告示第 11 号）が、別添 3 のとおり「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件」（平成 31 年文部科学省告示第 12 号）が、別添 4 のとおり「高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件の一部を改正する件」（平成 31 年文部科学省告示第 13 号）が、それぞれ平成 31 年 1 月 31 日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、平成 30 年 11 月の中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」における提言等を踏まえ、我が国として留学生や帰国子女等を積極的に受け入れ、大学の国際化を推進していく観点から、大学への入学資格に関して、外国の学校等における 12 年の課程の修了という要件の原則は維持しつつ、「18 歳に達したもの」とする年齢要件を撤廃する等、大学入学資格関係告示について所要の改正を行うものです。

これらの告示改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願いいたします。

また、専修学校の専門課程の入学資格については、大学入学資格の一部を準用しているため、専修学校の専門課程にも下記について準用されます。

つきましては、各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、所轄の学校法人及び準学校法人並びに所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、専修学校を置く国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては、所管の専修学校に対して、下記について周知いただくようお願いいたします。

なお、大学及び大学院への入学資格に係る情報については、文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/）上で公表しておりますので、適宜御活用ください。

記

第 1 改正の概要

- 1 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和 56 年文部省告示第 153 号）の一部改正

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（以下、「規則」という。）第 150 条第 1 号の規定に基づき、外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者に準ずる者として指定されている、①外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者等で、準備教育課程等を修了し、かつ、18 歳に達したもの（昭和 56 年文部省告示第 153 号第 2 号）、②我が国において、高等学校相当として指定した 12 年制の外国人学校を修了した者で 18 歳に達したもの（同告示第 4 号）、及び、③我が国において、高等学校相当として指定した 12 年制未満の外国人学校を修了し、準備教育課程を修了し、かつ、18 歳に達した者（同告示第 5 号）について、「18 歳に達したもの」とする年齢要件を撤廃し、これらの者で 18 歳未満

のものに対しても我が国の大学入学資格を付与する。

- 2 高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件（平成 28 年文部科学省告示第 177 号）の一部改正

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和 56 年文部省告示第 153 号）第 3 号の規定に基づき、①「ウズベキスタン共和国のシコーラ・スレドゥネヴァ・オブラゾヴァーニヤの課程」、②「スーダン共和国のアル・マドラサ・アッ・サーナウィーヤの課程」、③「ベラルーシ共和国のトレーチャ・ストゥペニ・オープシェヴォ・スレドネヴォ・オブラゾヴァーニヤの課程」、④「ペルー共和国のエスクエラ・セクンダリアの課程」及び⑤「ロシア連邦のオブシェエ・スレドニエエ・オブラゾヴァーニエの課程」を新たに指定し、当該課程を修了した者に対し、我が国の大学入学資格を付与する。

- 3 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和 23 年文部省告示第 47 号）の一部改正

規則第 150 条第 4 号の規定に基づき、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として指定されている、①国際バカロレア資格（国際バカロレア事務局）、アビトゥア資格（ドイツ）、バカロレア資格（フランス）若しくは GCEA 資格（イギリス）のいずれかを有する者で 18 歳に達したもの（昭和 23 年文部省告示第 47 号第 20 号乃至第 23 号）、又は、②WASC（アメリカ）、ACSI（アメリカ）若しくは CIS（イギリス）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる 12 年の課程を修了した者で 18 歳に達したもの（同告示第 24 号）について、「18 歳に達したもの」とする年齢要件を撤廃し、これらの者で 18 歳未満のものに対しても我が国の大学入学資格を付与する。

- 4 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を指定する件（平成 13 年文部科学省告示第 167 号）の一部改正

規則第 154 条第 5 号の規定に基づき、大学への飛び入学の資格に関し、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者として指定されている、国際バカロレア資格（国際バカロレア事務局）、アビトゥア資格（ドイツ）、バカロレア資格（フランス）又は GCEA 資格（イギリス）のいずれかを有する者で 17 歳に達したものについて、3 の改正により、これらの資格を有する者には年齢に関わらず大学入学資格が認められることになるため、本告示から当該 4 資格に関する規定を削除する。

第 2 留意事項

1 年齢要件の撤廃関係

大学入学資格のうち、「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの」（規則第 150 条第 7 号）、及び、同条第 1 号の規定に基づき、外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者に準ずる者として指定されている、「外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関す

る認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずる者を含む。次号において同じ。）に合格した者で、18歳に達したもの」（昭和56年文部省告示第153号第1号）については、これらの要件が学校教育における課程の修了を前提としていないことから、引き続き、「十八歳に達したもの」との要件を維持するものであること。

2 高等学校に対応する外国の学校の課程の指定関係

(1) 適用開始日について

今回指定する5つの外国の学校の課程については、それぞれ、文部科学省による調査の結果、当該課程が指定の基準を満たすことになった日として確認された日を適用開始日として規定するものであること。このため、適用開始日以降に当該課程を修了した者に限り、我が国の大学入学資格が付与されるものであること。

(2) ウズベキスタン関係

「シコーラ・スレドゥネヴァ・オブラゾヴァーニヤ」とは、ウズベキスタン共和国における中等教育学校を意味し、本改正においては、同国の中等教育学校の課程を指定する趣旨であること。このとき、12年制の課程である「リツエイ」（中等特別学習機関）及び「カレッジ」（中等職業訓練機関）は含まないこと（これらの卒業者は「外国において学校教育における十二年の課程を修了した者」（規則第150条第1号）に当たること）。

(3) スーダン関係

「アル・マドラサ・アッ・サーナウィーヤ」とは、スーダン共和国における高等学校を意味し、本改正においては、同国の高等学校の課程を指定する趣旨であること。

(4) ベラルーシ関係

「トレーチャ・ストゥペニ・オープンシェヴォ・スレドネヴォ・オブラゾヴァーニヤ」とは、ベラルーシ共和国における普通中等教育第三段階を意味し、本改正においては、同国において普通中等教育第三段階の教育を行う学校の課程を指定する趣旨であること。このとき、12年以上の課程である中等専門教育又は職業技術教育を行う学校の課程は含まないこと（これらの卒業者は「外国において学校教育における十二年の課程を修了した者」（規則第150条第1号）に当たること）。

(5) ペルー関係

「エスクエラ・セクンダリア」とは、ペルー共和国における中等学校を意味し、本改正においては、同国の中等学校の課程を指定する趣旨であること。

(6) ロシア関係

「オブシェエ・スレドニエエ・オブラゾヴァーニエ」とは、ロシア連邦における中等普通教育を意味し、本改正においては、同国において中等普通教育を行う学校の課程を指定する趣旨であること。

(7) その他

今回新たに指定する5つの外国の学校の課程以外に、新たに外国から申請を受け、又は文部科学省による調査の結果、高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成28年文部科学省告示第75条）に規定する要件を満たすことが確認できた場合には、当該外国の学校の課程を追加して指定することがあり得ること。

3 共通的事項

- ① 本改正の施行日前に、本改正による改正後の大学入学資格の要件を満たすこととなった者（平成 31 年文部科学省告示第 11 号により新たに指定される 5 つの外国の学校の課程の修了者については、各課程の適用開始日以降に当該課程を修了した者に限る。）についても、施行日以降、大学入学資格が認められること。
- ② 入学を希望する者が大学入学資格を満たすものであるかについて、各大学において、書類等により適切に確認すべきことについては、従前のおりであること。
- ③ 平成 31 年度の大学入学者選抜の実施に当たっては、「平成 31 年度入学者選抜実施要項」（平成 30 年 6 月 4 日付け文部科学省高等教育局長通知）「第 9 出願資格」において「大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第 90 条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする」とされていることを踏まえ、本改正により新たに大学入学資格を得る者から出願があった場合にも、適切に対応すること。
- ④ 本改正により、我が国の大学における留学生や帰国子女等の受入れが一層進むことが予想されるが、各大学においては、それらの者に対する適切な修学支援の実施に努めるとともに、その受入れ等に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（平成 29 年 3 月 28 日付け文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知）に基づき適切に対応すること。
- ⑤ 大学入学資格に関する大学関係者等の理解に資するよう、今後、文部科学省において大学入学資格に関するリーフレットを作成し、追って大学等に送付する予定であること。

別添 1～4 （略）

VI. 入学資格の関係法令

✚	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	73
✚	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	74
✚	学校教育法施行規則第百五十条第一号の規定による外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者（昭和三十六年文部省告示第百五十三号）	80
✚	学校教育法施行規則第百五十条第三号の規定に基づく専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十七号）	82
✚	学校教育法施行規則第百五十条第四号に規定する大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（昭和三十二年文部省告示第四十七号）	83
✚	学校教育法施行規則第百五十四条第五号の規定による高等学校に、文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者（平成十三年文部科学省告示第百六十七号）	85
✚	学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の規定に基づく専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十八号）	85
✚	学校教育法施行規則第百五十五条第一項第六号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（昭和三十八年文部省告示第五号）	86
✚	学校教育法施行規則第百五十五条第一項第六号の規定による医学を履修する博士課程若しくは専攻科等の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（昭和三十九年文部省告示第三十九号）	87
✚	学校教育法施行規則第百五十六条第六号の規定による大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者（平成元年文部省告示第百十八号）	88
✚	高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成二十八年文部科学省告示第七十五号）	89
✚	高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件（平成二十八年文部科学省告示第百七十七号）	89
✚	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（平成十一年文部省告示第百六十五号）	90
✚	外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第百七十六号）	95

✚ 高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準(平成二十八年文部科学省告示第六十三号)	97
✚ 特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準(平成二十八年文部科学省告示第六十四号)	102

(※) 文科大臣が認定・指定した下記の一覧については、文部科学省のホームページをご確認ください。

- ・ 在外教育施設
- ・ インターナショナルスクール
- ・ 準備教育課程
- ・ 外国大学日本校
- ・ 専修学校の高等課程
- ・ 専修学校の専門課程

大学入学資格

検索

●学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第五十八条の二 高等学校の専攻科の課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条、第五十八条の二及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

第一百条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第一百四十一条第一項に規定する文部

科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者としてすることができる。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

第百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2～8 (略)

- 9 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

10 (略)

第百二十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第百三十二条 専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

●学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)(抄)

第百条の二 学校教育法第五十八条の二に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限が二年以上であること。

二 課程の修了に必要な総単位数その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること。

- 2 前項の基準を満たす高等学校の専攻科の課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した高等学校の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

第百十三条 (略)

2 (略)

3 第八十一条、第八十八条の三、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条の二まで、第百一条第二項、第百二条、第百三条第一項及び第百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条第一項中「第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」とあるのは「第百八条第二項において読み替えて準用する第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第百三十五条 (略)

2~4 (略)

5 第七十条、第七十一条、第七十八条の二、第八十一条、第八十八条の三、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第百条の二まで並びに第百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

第百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの

第百五十一条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第百五十三条 学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

第百五十四条 学校教育法第九十条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者と定める。

- 一 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に二年以上在学した者
- 二 外国において、学校教育における九年の課程に引き続く学校教育の課程に二年以上在学した者
- 三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に二年以上在学した者
- 四 第百五十条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者
- 五 文部科学大臣が指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則第四条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第四条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。))について合格点を得た者を含む。)で、十七歳に達したもの

第百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

- 一 学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者
- 二 外国において、学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。以下同じ。))又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年)の課程を修了した者

- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年)の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 四の二 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が三年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、五年)以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 五 専修学校の専門課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 学校教育法第百二条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳)に達したもの
- 2 学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。)の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により大学に編入学することができるもの(修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする高等学校の専攻科の課程を修了した者に限る。)
- 二 高等専門学校を卒業した者(修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入学に限る。)

- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの(修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。)
- 四 外国において、学校教育における十四年(修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年)の課程を修了した者
- 五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年(修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年)の課程を修了した者
- 六 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十四年(修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 七 その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第百五十六条 学校教育法第百二条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において修士の学位又は専門職学位(学校教育法第百四条第一項の規定に基づき学位規則第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)に相当する学位を授与された者
- 二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十一年法律第七十二号)第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(次号及び第百六十二条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 五 外国の学校、第三号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第十六条の二に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 六 文部科学大臣の指定した者

七 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達したものの

第百五十七条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項に規定する大学の定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

第百五十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第百五十九条 学校教育法第百二条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、三年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に四年)とする。

第百六十条 学校教育法第百二条第二項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当するものと定める。

- 一 外国において学校教育における十五年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年)の課程を修了した者
- 二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十五年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年)の課程を修了した者
- 三 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十五年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

第百六十一条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

2 前項の規定は、外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第九十条第一項に規定する者に限る。)について準用する。

第六百六十二条 我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(大学及び短期大学にあつては学校教育法第九十条第一項に規定する者に、大学院にあつては同法第二百二条第一項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学した者は、転学しようとする大学、大学院又は短期大学の定めるところにより、それぞれ当該大学、大学院又は短期大学に転学することができる。

第六百七十八条 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

第六百八十六条 学校教育法第三百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限が二年以上であること。

二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。ただし、第六百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

●学校教育法施行規則第二百五十条第一号の規定による外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者(昭和五十六年文部省告示第百五十三号)(抄)

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第二百五十条第一号の規定により、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者の指定(昭和五十四年文部省告示第百四十三号)は、廃止する。

- 一 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定(国の検定に準ずるものを含む。次号において同じ。)に合格した者で、十八歳に達したもの
- 二 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者(これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。)で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は別表第一の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程を修了したもの
- 三 外国において、高等学校に対応する学校の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者
- 四 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものに限る。)と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第二に掲げる教育施設の当該課程を修了した者
- 五 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものを除く。)と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第三に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、第二号の準備教育を行う課程を修了したもの

別表第一(第二号関係)

名称(所在地)	名称(所在地)	名称(所在地)
中国帰国者定着促進センター (埼玉県)	北海道中国帰国者自立研修センター(北海道)	埼玉県中国帰国者自立研修センター(埼玉県)
大阪中国帰国者定着促進センター(大阪府)	山形県中国帰国者自立研修センター(山形県)	千葉県中国帰国者自立研修センター(千葉県)
福岡中国帰国者定着促進センター(福岡県)	埼玉県中国帰国者自立研修センター(埼玉県)	東京都中国帰国者自立研修センター(東京都)
	千葉県中国帰国者自立研修センター(千葉県)	神奈川県中国帰国者自立研修センター(神奈川県)
	東京都中国帰国者自立研修センター(東京都)	愛知県中国帰国者自立研修センター(愛知県)
	神奈川県中国帰国者自立研修センター(神奈川県)	京都府中国帰国者自立研修センター(京都府)

長野県中国帰国者自立研修センター(長野県)	大阪府中国帰国者自立研修センター(大阪府)
愛知県中国帰国者自立研修センター(愛知県)	広島県中国帰国者自立研修センター(広島県)
京都府中国帰国者自立研修センター(京都府)	福岡県中国帰国者自立研修センター(福岡県)
大阪府中国帰国者自立研修センター(大阪府)	
広島県中国帰国者自立研修センター(広島県)	
福岡県中国帰国者自立研修センター(福岡県)	

別表第二(第四号関係)

(略)

別表第二(第五号関係)

(略)

- 学校教育法施行規則第一百五十三条第三号の規定に基づく専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十七号）（抄）

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百五十三条第三号の規定に基づき、専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。

- 一 修業年限が三年以上であること。
- 二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分	要件
専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科(以下この要件)であること。

	の表において「単位制による学科」という。)であるもの以外のもの	
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科		が七十四単位以上であること。

●学校教育法施行規則第一百五十四条第四号に規定する大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（昭和二十三年文部省告示第四十七号）（抄）

学校教育法施行規則第一百五十四条第四号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

- 一、従前の規定による高等学校高等科又は大学予科の第一学年を修了した者
- 二、専門学校本科又は中等学校卒業程度を入学資格とする専門学校予科の第一学年を修了した者
- 三、高等師範学校、女子高等師範学校、実業教員養成所又は臨時教員養成所の第一学年を修了した者
- 四、師範学校本科(昭和十八年勅令第九号施行以前のものを除く。)又は青年師範学校の第一学年を修了した者及び師範学校予科において四年の課程を修了した者
- 五、昭和十八年勅令第九号施行以前の師範学校の本科第一部第四学年又は本科第二部第一学年を修了した者並びに青年学校教員養成所の第一学年を修了した者
- 六、修業年限五年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第一学年を修了した者又は修業年限四年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第二学年を修了した者
- 七、国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限五年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第一学年を修了した者又は国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限四年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第二学年を修了した者
- 八、大正七年文部省令第三号第二条第二号により指定した学校の第一学年を修了した者(昭和三十年三月三十一日までに修了した者に限る。)
- 九、従前の規定による大学において高等学校高等科又は専門学校本科と同等以上の学校として入学資格を認められた学校の第一学年を修了した者
- 十、朝鮮教育令、台湾教育令、在閩東州及滿洲国帝国臣民教育令又は在外指定学校規則による学校において前各号の一に該当する者
- 十一、高等学校高等科学力検定試験又は専門学校卒業程度検定試験に合格した者
- 十二 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)による小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百四十八号)によりこれらの免許状を

有するものとみなされた者(旧教員免許令(明治三十三年勅令第百三十四号)に基く旧実業学校教員検定に関する規程(大正十一年文部省令第四号)による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。)

十三、専門学校の別科第一学年を修了した者、但し、中等学校(旧中等学校令第十九条の規定によるものを除く。)卒業程度を入学資格とする者に限る。

十四、東京盲学校師範部甲種音楽科第一部第一学年、同科第一学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者、又は東京聾啞学校師範部技芸科第一部第一学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者

十五、各都道府県において行う新制大学の入学資格を認定する試験に合格した者(昭和二十六年三月三十一日までの試験に合格した者に限る。)

十六 旧運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)による商船学校の席上課程三年修了者

十七 旧海軍工廠、旧海軍航空廠、旧海軍技術廠、旧海軍火薬廠、旧海軍施設部、旧海軍燃料廠及び旧海軍工作部(旧海軍工廠等という。以下同じ。)に設置した工員養成所において修業年限二年の補修科を修了した者、旧海軍工廠等に設置した工員教習所において修業年限一年の補修科を修了した者又は旧海軍工廠等に設置した職工教習所において修業年限二年の高等科、修業年限一年の専修科若しくは補修科を修了した者

十八 旧運輸省設置法及び旧運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七十五号)による海員学校の高等科を卒業し、独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)による独立行政法人海技教育機構(旧運輸省設置法、旧運輸省組織令及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十二年政令第三百三十三号)による改正前の国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)による海技大学校並びに独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号)による廃止前の独立行政法人海技大学校法(平成十一年法律第二百十二号)による独立行政法人海技大学校を含む。)の普通科A課程を卒業した者(昭和五十年四月一日以降に当該課程に入学した者に限る。)

十九 独立行政法人海技教育機構法による独立行政法人海技教育機構(旧運輸省組織令及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の国土交通省組織令による海員学校並びに独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律による改正前の独立行政法人海員学校法による独立行政法人海員学校を含む。)の本科を卒業した者

二十 スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者

二十一 ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者

二十二 フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者

二十三 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者

二十四 アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズから教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる十二年の課程を修了した者

●**学校教育法施行規則第一百五十四条第五号の規定による高等学校に、文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者（平成十三年文部科学省告示第百六十七号）（抄）**

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十四条第五号の規定により、高等学校に、文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次のように指定する。

- 一 高等学校及び学校教育法施行規則第一百五十四条第一号に掲げる学校並びに同条第三号に掲げる施設並びに同条第二号及び第四号に掲げる課程に通算して二年以上在学した者
- 二 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、十七歳に達したものの

●**学校教育法施行規則第一百五十五条第一項第五号の規定に基づく専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十八号）（抄）**

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第一項第五号の規定に基づき、専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定める。

- 一 修業年限が四年以上であること。
- 二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分	要件
-------	----

専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第八十条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科(以下この表において「単位制による学科」という。)であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科		全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。

三 体系的に教育課程が編成されていること。

四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること。

●学校教育法施行規則第一百五十五条第一項第六号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(昭和二十八年文部省告示第五号)(抄)

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百五十五条第一項第六号の規定により、大学院及び大学の専攻科(医学を履修する博士課程及び専攻科、歯学を履修する博士課程及び専攻科、薬学を履修する博士課程及び専攻科(当該課程に係る研究科及び当該専攻科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。)並びに獣医学を履修する博士課程及び専攻科を除く。)の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

一 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を卒業した者

二 旧高等師範学校規程(明治二十七年文部省令第十一号)による高等師範学校専攻科を卒業した者

三 旧師範教育令(昭和十八年勅令第九号)による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限一年以上の研究科を修了した者

四 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校(以下「専門学校」という。)で修業年限(予科の修業年限を含む。以下同じ。)五年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限四年以上の専門学校を卒業し修業年限四年以上の専門学校に置かれる修業年限一年以上の研究科を修了した者

五 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者

六 独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第九十一号)による水産大学校(旧農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)、旧農林水産省組織令(昭和二十七年政令第三百八十九号)及び独立行政法人国

立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十二年政令第三百三十三号)による改正前の農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)による水産大学校を含む。)を卒業した者(旧水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)による水産講習所を卒業した者を含む。)

七 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)による海上保安大学校(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和五十八年法律第七十八号)による改正前の海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)及び旧運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七十五号)による海上保安大学校を含む。)を卒業した者

八 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者(旧職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十六号)による改正前の職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七号)による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。)

九 国土交通省組織令による気象大学校(旧運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)及び旧運輸省組織令による気象大学校を含む。)の大学部を卒業した者

十 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で二十二歳に達したもの

十一 旧国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)による国立養護教諭養成所を卒業した者で、教育職員免許法による中学校教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有するもの

十二 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)による国立工業教員養成所を卒業した者で、教育職員免許法による高等学校教諭免許状及び三年以上教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの

●**学校教育法施行規則第百五十五条第一項第六号の規定による医学を履修する博士課程若しくは専攻科等の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(昭和三十年文部省告示第三十九号)(抄)**

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十五条第一項第六号の規定により、医学を履修する博士課程若しくは専攻科、歯学を履修する博士課程若しくは専攻科、薬学を履修する博士課程若しくは専攻科(当該課程に係る研究科又は当該専攻科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。)又

は獣医学を履修する博士課程若しくは専攻科の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を次のように指定する。

- 一 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者
- 二 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)による防衛医科大学校を卒業した者
- 三 修士課程又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項の専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に二年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者(学位規則の一部を改正する省令(昭和四十九年文部省令第二十九号)による改正前の学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第六条第一号に該当する者を含む。)で大学院又は専攻科において、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 四 大学(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程を除く。)を卒業し、又は外国において学校教育における十六年の課程を修了した後、大学、研究所等において二年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

●**学校教育法施行規則第百五十六条第六号の規定による大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者(平成元年文部省告示第百十八号)(抄)**

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十六条第六号の規定により、大学院の入学に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を次のように指定する。

- 一 大学を卒業し、大学、研究所等において、二年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 二 外国において学校教育における十六年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した後、大学、研究所等において、二年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

●高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成二十八年文部科学省告示第七十五号）
（抄）

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第三号の規定に基づき高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定める。

- 一 当該課程の修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであること。
- 二 当該課程の修了者が大学に対応する当該外国の学校に入学することができるものであること。
- 三 高等学校の教科等に相当する教科等により編成される教育課程を有すると認められるものであること。

●高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件（平成二十八年文部科学省告示第百七十七号）

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第三号に規定する高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものとして次の表の上欄に掲げるものを指定し、同表の下欄に掲げる日から適用する。

外国の学校の課程の名称	適用開始日
ウズベキスタン共和国のシコーラ・スレードウネヴァ・オブラゾヴァーニヤの課程	平成二十九年三月十五日
スーダン共和国のアル・マドラサ・アッ・サーナウィーヤの課程	平成四年一月一日
ベラルーシ共和国のトレーチャ・ストゥペニ・オーブシェヴォ・スレードネヴォ・オブラゾヴァーニヤの課程	平成二十三年一月十三日
ペルー共和国のエスクエラ・セクンダリアの課程	明治三十四年三月九日
ミャンマー連邦共和国のアテッタン・アシン・ピンニヤーイエーの課程 （旧ビルマ連邦社会主義共和国のアテッタン・アシン・ピンニヤーイエーの課程を含む。）	昭和四十八年十月一日
ロシア連邦のオブシェエ・スレドニェエ・オブラゾヴァーニエの課程	平成二十一年十月六日

●大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程(平成十一年文部省告示第百六十五号)(抄)

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条第一号の規定による外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を定める件(昭和五十六年文部省告示第百五十三号)第二号の規定に基づき、大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程を次のように定める。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を定める件(昭和五十六年文部省告示第百五十三号)第二号の規定により我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程(以下「準備教育課程」という。)を文部科学大臣が指定する際の基準及び手続等並びに次条第一項に規定する準備教育施設の運営の基準については、この規程の定めるところによるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、「準備教育施設」とは、第七条第一項の規定により準備教育課程を開設する専修学校(専門課程を除く。)及び各種学校並びに同条第三項に規定する教育施設をいう。

2 この規程において、「生徒等」とは、準備教育課程を履修する者をいう。

3 この規程において、「設置者」とは、第七条第一項の規定により準備教育課程を開設する学校等の設置者をいう。

第二章 準備教育課程の指定の基準

(目的)

第三条 準備教育課程は、外国において高等学校に対応する学校の課程を修了した者(これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。)で、我が国の大学(専修学校の専門課程を含む。)に入学することを目的とするものに対し、日本語その他大学に入学するために必要な教科に係る教育を行うことを目的とする。

(修業年限等)

第四条 準備教育課程の修業年限は、一年以上とする。

2 準備教育課程の始期及び終期は、具体的に定めるものとする。

(教育課程)

第五条 準備教育課程は、数学、理科及び外国語(以下「基礎教科」という。)並びに日本語によって編成するものとする。ただし、生徒等の専攻分野別に準備教育課程を編成する場合において相当の理由があると認められるときは、地理歴史又は公民をもって理科に代えることができるものとする。

- 2 基礎教科に属する科目の名称、目標及び内容については、高等学校学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第三十四号)に定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、生徒等の実態、生徒等が入学しようとする大学の教育の特色等から特に必要があり、かつ、高等学校と同等の教育水準が確保できると認められるときは、基礎教科に属する科目の一部を行わないことができる。
- 4 準備教育課程における日本語は、大学に入学するために必要な日本語教育としてふさわしいものとする。
(授業時数)

第六条 準備教育課程を修了するために履修すべき授業時数は、九百二十単位時間以上とする。

- 2 前項に規定する授業時数のうち基礎教科に係るものは百二十単位時間以上とし、日本語に係るものは八百単位時間以上とする。
- 3 前項に規定する授業時数のうち日本語に係るものについては、日本語教育に係るものは七百六十単位時間以上とし、日本事情に係るものは四十単位時間以上とする。
- 4 準備教育課程の授業における一単位時間は、四十五分以上とする。
- 5 準備教育課程の授業は、主として昼間において行われるものとする。
(準備教育課程の開設等)

第七条 準備教育課程は、次に掲げる学校等が開設することができる。

- 一 大学
- 二 専修学校
- 三 各種学校

- 2 前項の規定により大学及び専修学校(専門課程に限る。)が開設する準備教育課程は、その学生又は生徒以外の者を対象とするものとする。
- 3 第一項の規定により準備教育課程を開設する大学及び専修学校(専門課程に限る。)は、準備教育のための教育施設(以下「教育施設」という。)を付置するものとする。
(設置者)

第八条 国及び地方公共団体のほか、設置者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 準備教育課程を開設するために必要な経済的基礎を有すること。
- 二 設置者(設置者が法人の場合にあつては、当該法人の代表者及びその運営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。)が準備教育施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 設置者が社会的信望を有すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、準備教育課程の指定の申請時において、第十五条各号に該当する者及び過去三年以内に第二十八条の規定による指定の取消しを受けた者は、設置者となることができないものとする。
(規則)

第九条 第七条第一項各号に掲げる学校等は、その開設する準備教育課程について学則中に記載するものとする。

2 準備教育施設は、準備教育課程に関し、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四条第一項各号に掲げる事項に準じた内容を記載した規則を制定するものとする。

(同時に授業を行う生徒等の数)

第十条 準備教育施設において同時に授業を行う生徒等の数(準備教育課程以外の課程を履修する者と合同で授業を行う場合にあつては、当該課程を履修する者の数を含む。以下同じ。)は、二十人以下とする。

(教職員の数)

第十一条 準備教育施設には、長のほか、基礎教科の教員、日本語の教員、生徒指導担当者その他必要な職員を置くものとする。

2 基礎教科の教員(常勤の長が教員を兼ねる場合には、当該長を含む。以下同じ。)は、生徒等の数に応じて必要な数を置くものとし、その数は、二人以上とする。

3 日本語の教員は、次の表に定める数以上とする。

収容定員の区分	日本語の教員数
生徒等の数六十人まで	三
生徒等の数六十一人以上	$3 + (\text{収容定員} - 60) / 20$

4 基礎教科の教員は、日本語の教員と兼ねることができる。

5 準備教育施設には、教育上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。ただし、第二項及び第三項に掲げる教員数には、当該教員を含まないこととする。

6 専任の教員数は、教員の合計数の二分の一以上(教員の合計数の二分の一が三に満たない場合にあつては、三人以上)とする。

(長の資格)

第十二条 準備教育施設の長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に五年以上従事した者とする。

(教員の資格)

第十三条 基礎教科の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、その担当する教科の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。

一 担当する教科について高等学校の教諭の免許を有する者

二 学士の学位を有する者で、一年以上大学、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、高等専門学校、専修学校又は各種学校(以下「大学等」という。)においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、二年以上(修業年限を三年とする短期大学にあつては、一年以上)大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

- 四 専修学校の専門課程(修業年限を四年以上とする課程を除く。)を修了した者で、大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したものであって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となるもの
 - 五 修業年限を四年以上とする専修学校の専門課程を修了した者で、一年以上大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの
 - 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者
- 2 日本語の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、日本語の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。
- 一 大学(短期大学を除く。)において日本語教育に関する科目を履修し、当該科目の単位を二十六単位以上修得して卒業した者
 - 二 学士の学位を有する者で、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを三百十五時間以上受講した者
 - 三 公益財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。)が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
 - 四 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者
(生活指導担当者の資格)

第十四条 生活指導担当者は、生徒等の生活指導及び進路指導に関する知識を有する者とする。

2 生活指導担当者は、専任教員又は事務職員がこれを兼ねることができる。

(教職員の欠格事由)

第十五条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号に該当する者並びに外国人の入国及び在留に関する不正行為を行い、三年を経過していない者は、準備教育施設の長、基礎教科の教員、日本語の教員及び生活指導担当者になることができないものとする。

(位置及び環境)

第十六条 準備教育施設の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものとする。

(名称)

第十七条 準備教育施設及び準備教育課程の名称は、それぞれ準備教育施設又は準備教育課程の名称として適切なものとする。

(校地)

第十八条 準備教育施設には、その開設する準備教育課程の教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。

(校舎)

第十九条 準備教育施設の校舎の面積は、百十五平方メートル以上とし、当該面積を準備教育課程の収容定員数(準備教育課程以外の課程を開設している場合にあっては、準備教育課程とこれ以外の課程のそれぞれの収容定員数の合計数)で除した面積は、二・三平方メートル以上とする。

2 準備教育施設の校舎には、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他準備教育課程の開設に必要な付帯施設を備えるものとする。

3 準備教育施設の教室は、収容定員数に応じて、必要な面積を備えるものとする。ただし、同時に授業を行う生徒一人当たり一・五平方メートル以上とする。

(設備)

第二十条 準備教育施設は、生徒等の数に応じて、必要な種類及び数の教育機器、図書その他の設備を備えるものとする。

(外国の準備教育施設の特例)

第二十一条 外国に所在する準備教育施設が開設する準備教育課程の指定については、この規程に準ずるものとする。

第三章 準備教育施設の運営の基準

(学籍管理)

第二十二条 準備教育施設は、入学、卒業等の学籍に関する記録及び出席簿を備えるものとする。

2 準備教育施設は、学力試験の成績、出席状況に基づき適正に課程修了の認定を行うものとする。

3 前二項のほか、準備教育施設は、学籍を管理するために適切な措置を講ずるものとする。

(事業の区分)

第二十三条 設置者が準備教育施設の運営以外の事業を行う場合にあっては、その事業の運営と準備教育施設の運営とを区分して行うものとする。

第四章 準備教育課程の指定の手続等

(指定の申請)

第二十四条 準備教育課程の指定(以下単に「指定」という。)の申請については、別に定める。

(申請の期限)

第二十五条 指定の申請の期限は、指定を受けようとする年の前年の五月三十一日とする。

2 文部科学大臣は、前項の申請があった場合には、指定を受けようとする年の前年の九月三十日までに当該課程を指定するかどうかを決定し、当該課程の設置者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

(廃止、変更の届出)

第二十六条 設置者は、準備教育課程を廃止しようとする場合又は次の各号に掲げる場合(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人にあっては、第一号に掲げる場合を除く。)には、あらかじめ文部科学大臣に届け出るものとする。

- 一 設置者(設置者が法人の場合にあつては、その代表者及びその運営を担当する当該法人の役員を含む。)を変更しようとするとき
- 二 準備教育施設の名称、位置及び長を変更しようとするとき
- 三 準備教育施設の校地及び校舎の用に供する土地建物に関する権利を処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地建物の現状に重要な変更を加えようとするとき
- 四 第九条に規定する規則を変更しようとするとき
- 五 準備教育課程の名称を変更しようとするとき
(資料の提出)

第二十七条 設置者は、文部科学大臣から必要な資料の提出を求められた場合には、当該資料を提出するものとする。

(指定の取消し)

第二十八条 文部科学大臣は、設置者、準備教育課程及び準備教育施設が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- 一 第三条から第二十三条までに規定する指定又は運営の基準に適合しなくなったとき
- 二 第九条に規定する規則に定めた収容定員を著しく超えて生徒等を入学させたとき
- 三 第二十六条に規定する届出を怠ったとき
- 四 前条の規定により提出しなければならない資料の提出を怠ったとき
- 五 外国において高等学校に対応する学校の課程を修了した者(これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含み、学校教育における十二年の課程を修了した者を除く。)が三年続けて入学しなかったとき

第二十九条 設置者は、その設置する準備教育施設が開設する準備教育課程について、指定の取消しを受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出するものとする。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする時期
- 三 在学している生徒等があるときは、その取扱い

第三十条 文部科学大臣は、準備教育課程を指定したときは、その名称、位置その他必要な事項を官報で告示するものとする。これらの事項の変更についても、同様とする。

●**外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程(平成十六年文部科学省告示第百七十六号) (抄)**

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十条第一項第四号及び第二項第五号、第七十条の二第三号、第七十条の六第三号、第七十条の七第二項、第七十条の八並びに第七十二条の五第五号、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十八条第二項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第十四条第二項並びに専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第十三条第二項の規定に基づき、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程を次のように定める。

(外国大学等日本校の指定)

第一条 文部科学大臣は、学校教育法施行規則第一百五十五条第一項第四号若しくは第二項第五号、第一百五十六条第三号、第一百六十条第三号、第一百六十一条第二項、第一百六十二条若しくは第一百七十七条第五号、大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十四条第二項又は専門職大学院設置基準第十三条第二項の規定により外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設(以下「外国大学等日本校」という。)を指定する場合には、我が国にある当該外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関(以下「在日外国大使館等」という。)に対し、次の各号のいずれにも該当することの確認を求めるものとする。

- 一 外国大学等日本校がその本校の課程を有すること。
- 二 外国大学等日本校の本校が当該外国の学校教育制度において大学、大学院又は短期大学として位置付けられていること。

(指定の内容の変更)

第二条 文部科学大臣は、前条の規定による指定を受けた外国大学等日本校(以下「指定日本校」という。)の課程の変更により当該指定の内容を変更する場合には、必要に応じ、在日外国大使館等に対し、変更後の指定日本校の課程がその本校の課程であることの確認を求めるものとする。

(指定の取消し)

第三条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するものとして指定日本校の指定を取り消す場合には、必要に応じ、在日外国大使館等に対し、当該各号に該当することの確認を求めるものとする。

- 一 指定日本校がその本校の課程を有しなくなったこと。
- 二 指定日本校の本校が当該外国の学校教育制度において大学、大学院又は短期大学として位置付けられなくなったこと。

(指定等の告示)

第四条 文部科学大臣は、第一条の規定による指定をしたときは、指定日本校の名称、位置及び課程の名称を官報で告示する。当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消したときも同様とする。

●高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準(平成二十八年文部科学省告示第六十三号) (抄)

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百条の二第一項第二号(同令第百十三条第三項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準を次のように定める。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則第百条の二第一項第二号(同令第百十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の専攻科のうち、その課程を修了した者が大学に編入学することができるもの(以下「専攻科」という。)の課程の基準については、この告示の定めるところによる。

第二章 教育課程等

第一節 通則

(単位の授与)

第二条 専攻科の課程においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、高等学校の定めるところにより、審査、試験その他の高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第三条 専攻科の課程における各授業科目の単位数は、高等学校において定める。

2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第四条 専攻科は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う授業で、同時かつ双方向に行われるものであって、当該専攻科において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められたものを、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分之三を超えないものとする。

(専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における全課程の修了要件)

第五条 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における全課程の修了の要件は、当該課程に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

第二節 専攻科の通信制の課程の教育課程等の特例

(通信教育用学習図書等による授業科目の単位数)

第六条 専攻科の通信制の課程における通信教育用学習図書その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれらにより学修させる授業(次条において「通信教育用学習図書等による授業」という。)又は主として放送その他の多様なメディアを利用した指導による授業(第四条第一項に規定するものを除く。次条において「放送等による授業」という。)の授業科目について単位数を定めるに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、四十五時間の学修を必要とする通信教育用学習図書等又は放送等による学修をもって一単位とする。

第七条 一の授業科目について、通信教育用学習図書等による授業又は放送等による授業と面接指導による授業又は第四条第一項の方法による授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(専攻科の通信制の課程における全課程の修了要件)

第八条 専攻科の通信制の課程における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 当該課程に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得すること
- 二 百二十単位時間(一単位時間の標準は五十分とする。)に当該課程の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の面接指導による授業を履修すること

第三章 教員

(専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の教員数)

第九条 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員(専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。)でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

(専攻科の通信制の課程の教員数)

第十条 専攻科の通信制の課程における教員の数は、別表第二に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

(専攻科の教員の資格)

第十一条 専攻科の教員は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条の二(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定するものに限る。)を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となるもの

二 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)第四十一条第一号から第五号までに該当する者

三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四章 施設

(校舎等)

第十二条 専攻科を置く高等学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数、課程又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2 専攻科を置く高等学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積)

第十三条 専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の学科を置く場合 別表第三イの表により算定した面積

二 二以上の学科を置く場合 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの学科のうち別表第三イの表第三欄の収容定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の学科について同表により算定した面積

ロ これらの学科のうち前イの一の学科以外の学科についてそれぞれ別表第三ロの表により算定した面積を合計した面積

(専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積)

第十四条 専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の学科を置く場合 別表第四イの表により算定した面積

二 二以上の学科を置く場合 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの学科のうち別表第四イの表第三欄の収容定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の学科について同表により算定した面積

ロ これらの学科のうち前イの一の学科以外の学科についてそれぞれ別表第四ロの表により算定した面積を合計した面積

別表第一 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程に係る教員数(第九条関係)

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
農業に関する学科、工業に関する学科、水産に関する学科、看護に関する学科及び福祉に関する学科(別表第二から別表第四までにおいて「農業に関する学科等」という。)	八十人まで	3
	八十一人から二百人まで	$3 + \frac{\text{収容定員} - 80}{40}$
	二百一人から六百人まで	$6 + \frac{\text{収容定員} - 200}{50}$
	六百一人以上	$14 + \frac{\text{収容定員} - 600}{60}$
普通科、商業に関する学科、家庭に関する学科、情報に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、音楽に関する学科、美術に関する学科、外国語に関する学科、国際関係に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科並びに総合学科(別表第二から別表第四	八十人まで	3
	八十一人から二百人まで	$3 + \frac{\text{収容定員} - 80}{40}$
	二百一人から四百人まで	$6 + \frac{\text{収容定員} - 200}{50}$
	四百一人以上	$10 + \frac{\text{収容定員} - 400}{60}$

までにおいて「普通科等」という。)		
-------------------	--	--

備考

- 一 この表の算式中収容定員とあるのは、学科ごとの収容定員をいう(別表第二から別表第四までにおいて同じ。)
- 二 全日制の課程と定時制の課程とを併せ置く場合においては、教育上支障がないよう、相当数の教員を増員するものとする。

別表第二 専攻科の通信制の課程に係る教員数(第十条関係)

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
農業に関する学科等	八十人まで	3
	八十一人から二百人まで	$3 + \frac{\text{収容定員} - 80}{60}$
	二百一人から八百人まで	$5 + \frac{\text{収容定員} - 200}{75}$
	八百一人から千七百人まで	$13 + \frac{\text{収容定員} - 800}{90}$
	千七百一人以上	$23 + \frac{\text{収容定員} - 1700}{105}$
普通科等	八十人まで	3
	八十一人から二百人まで	$3 + \frac{\text{収容定員} - 80}{60}$
	二百一人から六百五十人まで	$5 + \frac{\text{収容定員} - 200}{75}$
	六百五十一人から千三百七十人まで	$11 + \frac{\text{収容定員} - 650}{90}$
	千三百七十一人以上	$23 + \frac{\text{収容定員} - 1370}{105}$

別表第三 専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積(第十三条関係)

イ 基準面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積(平方メートル)
農業に関する学科等	四十人まで	260
	四十一人以上	$260 + 3.0 \times (\text{収容定員} - 40)$
普通科等	四十人まで	200

	四十一人以上	$200 + 2.5 \times (\text{収容定員} - 40)$
--	--------	---------------------------------------

ロ 加算面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積(平方メートル)
農業に関する学科等	四十人まで	180
	四十一人以上	$180 + 3.0 \times (\text{収容定員} - 40)$
普通科等	四十人まで	140
	四十一人以上	$140 + 2.5 \times (\text{収容定員} - 40)$

別表第四 専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積(第十四条関係)

イ 基準面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積(平方メートル)
農業に関する学科等	八十人まで	260
	八十一人以上	$260 + 1.8 \times (\text{収容定員} - 80)$
普通科等	八十人まで	200
	八十一人以上	$200 + 1.5 \times (\text{収容定員} - 80)$

ロ 加算面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積(平方メートル)
農業に関する学科等	八十人まで	180
	八十一人以上	$180 + 1.8 \times (\text{収容定員} - 80)$
普通科等	八十人まで	140
	八十一人以上	$140 + 1.5 \times (\text{収容定員} - 80)$

●特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準(平成二十八年文部科学省告示第六十四号) (抄)

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第三百三十五条第五項において準用する第百条の二第一項第二号の規定に基づき、特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準を次のように定める。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則第三百三十五条第五項において準用する第百条の二第一項第二号の規定により、特別支援学校の高等部の専攻科のうち、その課程を修了した者が大学に編入学することができるもの(以下「専攻科」という。)の課程の基準については、この告示の定めるところによる。

第二章 教育課程等

(単位の授与)

第二条 専攻科の課程においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、特別支援学校の定めるところにより、審査、試験その他の特別支援学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第三条 専攻科の課程における各授業科目の単位数は、特別支援学校において定める。

2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、特別支援学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
- 三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第四条 専攻科は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う授業で、同時かつ双方向に行われるものであって、当該専攻科において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたものを、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

(専攻科における全課程の修了要件)

第五条 専攻科における全課程の修了の要件は、当該専攻科に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

第三章 教員

(専攻科の教員数)

第六条 専攻科の課程における教員の数は、別表に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員(専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項において同じ。)でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

(教員の資格)

第七条 専攻科の教員は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条の二(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定するものに限る。)を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となるもの
- 二 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)第四十一条第一号から第五号までに該当する者
- 三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四章 施設

(校舎等)

第八条 専攻科を置く特別支援学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2 専攻科を置く特別支援学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

別表 専攻科の課程に係る教員数(第六条関係)

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
理療に関する学科、理学療法に関する学科、農業に関する学科、工業に関する学科、理容・美容に関する学科、歯科技工に関する学科、産業一般に関する学科並びにその他専門教育を施す	三十人まで	3
	三十一人から七十五人まで	$3 + \frac{\text{収容定員} - 30}{15}$
	七十六人から二百二十五人まで	$6 + \frac{\text{収容定員} - 75}{18.75}$
	二百二十六人以上	$14 + \frac{\text{収容定員} - 225}{22.5}$

す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科のうちこれらに類する学科		
普通科並びに家庭に関する学科、音楽に関する学科、商業に関する学科、美術に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科のうちこれらに類する学科	三十人まで 三十一人から七十五人まで 七十六人から百五十人まで 百五十一人以上	3 $3 + \frac{\text{収容定員} - 30}{15}$ $6 + \frac{\text{収容定員} - 75}{18.75}$ $10 + \frac{\text{収容定員} - 150}{22.5}$

備考 この表の算式中収容定員とあるのは、学科ごとの収容定員をいう。

【 問い合わせ先 】

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

TEL: 03-5253-4111 (内線 3338)

E-mail: daigakuc@mext.go.jp



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN